

くらしと県税



第47回全国育樹祭



令和7年度

は じ め に

この冊子は、県の財政構造や県税のしくみなどについてのあらましをわかりやすくまとめたものです。

これをもとにして、県税についてより一層の理解と関心を深めていただければ幸いです。



表 紙

第47回全国育樹祭

令和6年10月19日（土）・20日（日）の両日、秋篠宮皇嗣同妃両殿下の御臨席を仰ぎ、「育てよう 幸せ芽吹く 緑の大地」を大会テーマに第47回全国育樹祭を福井県で開催しました。

お手入れ行事・式典行事をはじめとした関連行事には、県内外から多くの方に御参加いただきました。

目 次

税の体系	1
県の予算	3
県税の収入予算	4
県税収入の推移	4
令和7年度の県の仕事	5
県税の内容	
個人県民税	7
個人住民税に関するお知らせ	9
県民税利子割	11
県民税配当割	12
県民税株式等譲渡所得割	12
個人事業税	13
法人県民税・事業税	14
地方消費税	17
不動産取得税	18
県たばこ税	21
ゴルフ場利用税	22
自動車税	23
自動車税種別割	23
自動車税環境性能割	27
軽油引取税	28
鉱区税	30
県固定資産税	30
核燃料税	30
狩猟税	31
延滞金・加算金	32
納税者のための制度	33
更正の請求・不服申立て	33
県税を納める時期	34
ふるさと納税	35
納税の窓口	36
口座振替による納税	37
キャッシュレスでの納付	38
滞納は NO!	39
県税の電子申告	39
電子申告の義務化について	40
県税の相談窓口	41

税の体系

税には、国に納める「国税」と地方公共団体に納める「地方税」があります。

国税の種類

国税の税目の詳細は、各税務署にお問合せください。

普通税	直接税	所得税	個人の一年間の所得にかかります。
		法人税	株式会社などの法人の所得にかかります。
		特別法人事業税	法人事業税の所得割額または収入割額に応じてかかります。
		地方法人税	法人税を納める義務がある法人に対してその法人税を課税標準として課税されます。
		相続税	財産を相続や遺贈によって取得した人にかかります。
		贈与税	贈与によって財産をもらった人にかかります。
	間接税	消費税	国内での商品の販売やサービスの提供にかかります。
		酒税	清酒やビールなどの酒類を製造場から出荷したときにかかります。
		たばこ税	たばこ製造場から出荷したときや輸入したときにかかります。
		たばこ特別税	
		揮発油税	自動車のガソリン等を製造場から出荷したときや輸入したときにかかります。
		地方揮発油税	
		石油ガス税	自動車用の石油ガスを充てんしたときにかかります。
		航空機燃料税	航空機燃料を航空機に積み込んだときにかかります。
		石油石炭税	原油および輸入石油製品、石炭に対してかかります。
		自動車重量税	自動車検査証の交付などや車両番号の指定を受けるときにかかります。
		国際観光旅客税	国際船舶等により日本から出国するときにかかります。
		関税	輸入貨物にかかります。
		とん税	外国の貿易船が港に入港したときに船舶のトン数に応じてかかります。
		特別とん税	とん税と同じですが、税率が違います。
		登録免許税	不動産や会社の登記、各種権利の登録などを受けるときにかかります。
		印紙税	契約書、領収書、約束手形などを作成したときにかかります。
目的税	直接税	森林環境税	国内に住所のある個人にかかります。
		復興特別所得税	個人の一年間の所得にかかります。
	間接税	電源開発促進税	電力を供給する電力会社へ供給量に応じてかかります。

税金の分類

■使い道による分類

普通税：使い道が決められていない一般の税金

目的税：使い道が決められている税金

■納め方による分類

直接税：負担する人が直接県等に納める税金

間接税：負担する人が直接でなく、店の経営者など他者を経て納められる税金

「地方税」は、さらに都道府県に納める「都道府県税」と市町村に納める「市町村税」に分かれます。

県税の種類

普通税	直	県民税	個人県民税	県内に住所のある個人にかかります。
			法人県民税	県内に事務所または事業所のある法人にかかります。
			県民税利子割	金融機関等から利子等の支払いを受けるときにかかります。
			県民税配当割	上場株式等の配当等の支払いを受けるときにかかります。
			県民税株式等譲渡所得割	特定口座内（源泉徴収）における上場株式等の譲渡の対価などの支払いを受けるときにかかります。
	接	事業税	個人事業税	事業を営んでいる個人の所得にかかります。
			法人事業税	事業を営んでいる法人の所得または収入等にかかります。
	税	自動車税	環境性能割	自動車を取得したときにかかります。
			種別割	自動車を持っている人にかかります。
		不動産取得税	土地や家屋を取得したときにかかります。	
		鉱区税	鉱業権を有する者にかかります。	
	税	県固定資産税	固定資産税（償却資産）のうち一定の額を超えるものにかかります。	
		核燃料税	発電用原子炉の設置者にかかる法定外普通税です。	
		間接税	地方消費税	消費税が課税される取引に対してにかかります。
			県たばこ税	卸売販売業者等が小売販売業者に売り渡したたばこの本数に応じてかかります。
ゴルフ場利用税	ゴルフ場を利用したときにかかります。			
軽油引取税	軽油の引取等をしたときにかかります。			
目的税	直接税	狩猟税	狩猟者の登録を受けるときにかかります。	

市町村税の種類

市町村税目の詳細は、各市町税務担当課へお問合せください。

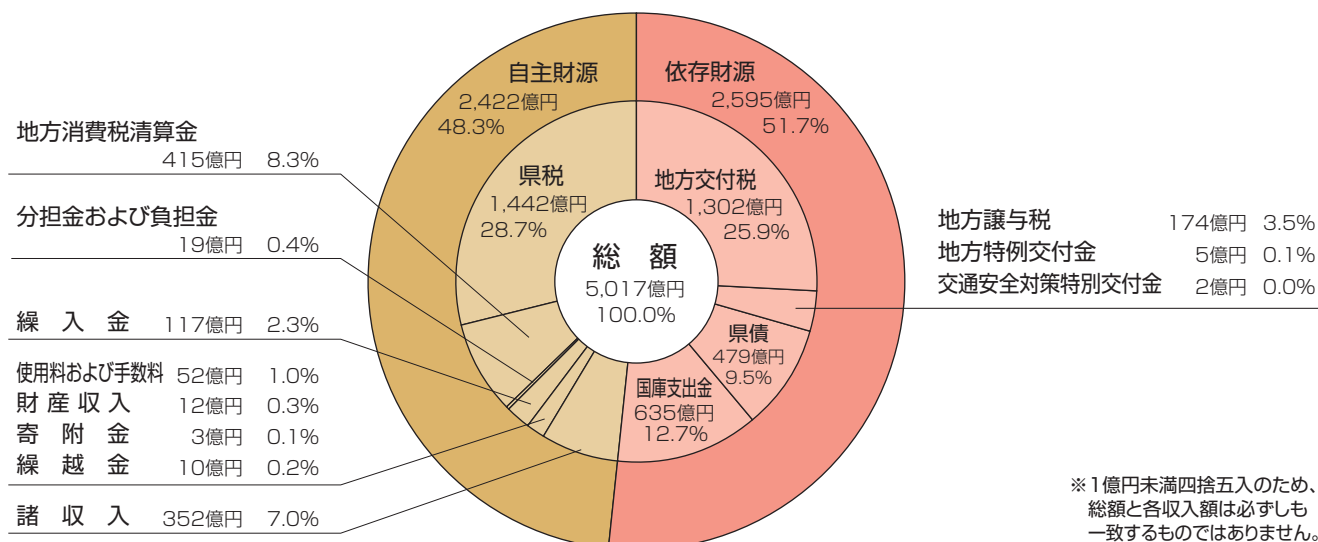
普通税	直接税	市町村民税	個人市町村民税	市町村内に住所のある個人にかかります。
			法人市町村民税	市町村内に事務所または事業所のある法人にかかります。
		固定資産税		土地や家屋、償却資産の所有者にかかります。
		軽自動車税	環境性能割	原動機付自転車・軽自動車・二輪の小型自動車などを取得したときにかかります。
			種別割	原動機付自転車・軽自動車・二輪の小型自動車などを持っている人にかかります。
		鉱産税		採掘した鉱物などの価額にかかります。
	特別土地保有税		一定規模以上の土地を所有または取得したときにかかります。	
間接税	市町村たばこ税		卸売販売業者等が小売販売業者に売り渡したたばこの本数に応じてかかります。	
目的税	直接税	都市計画税		都市計画区域内にある土地・家屋にかかります。
		国民健康保険税		国民健康保険の被保険者である世帯主にかかります。
		水利地益税		水利事業の利益を受けるとき土地や家屋にかかります。
		共同施設税		共同施設などによって特に利益を受けたときにかかります。
		宅地開発税		宅地として開発する土地の面積に応じてかかります。
	間接税	事業所税		指定都市等に限り課税させるもので、一定規模以上の事務所や事業所にかかります。
		入湯税		温泉に入浴したときにかかります。

県の予算

県の収入

県の収入には、県税、国庫支出金、地方交付税、諸収入などがあり、これらはすべて県が行う仕事の費用にあてられます。

令和7年度は5,017億円（一般会計）を歳入予算に計上しました。その内訳は次のとおりです。



●地方交付税

地方財源の均衡を図る目的で、国税である所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合および地方法人税の全額が交付されるものです。

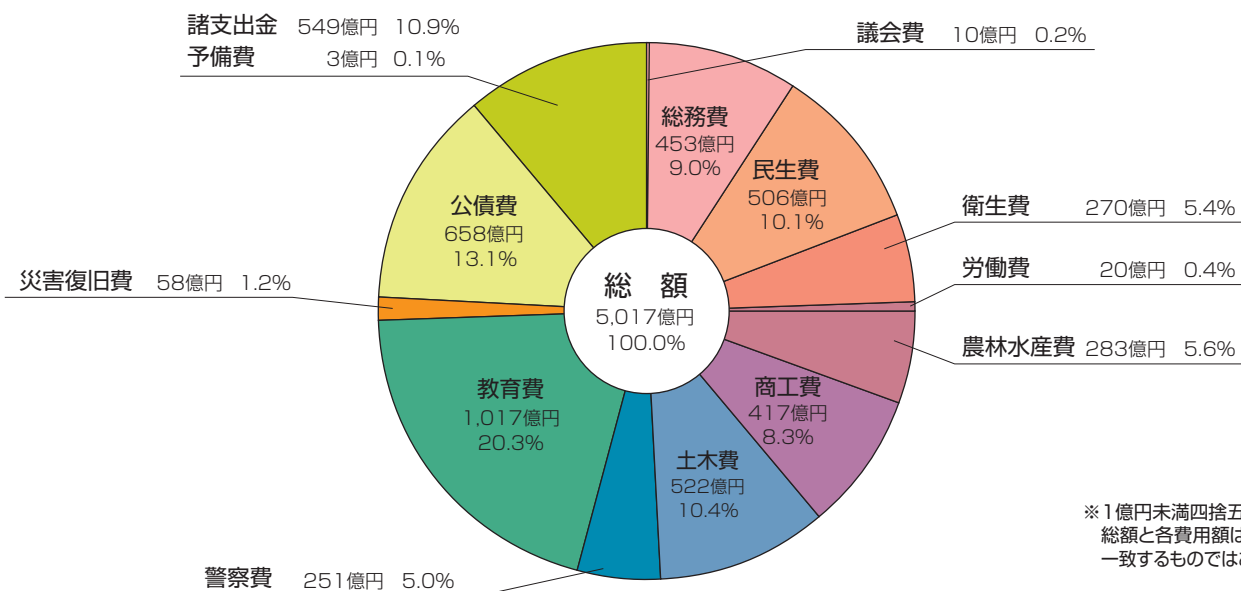
●国庫支出金

国が県等地方公共団体に対してその経費にあてるために支出する補助金等です。

県の仕事とその費用

県の仕事は県民の生活の向上と福祉の増進を図ってゆくため教育、土木、農林水産などあらゆる分野に関係しています。

その費用として令和7年度は5,017億円（一般会計）を歳出予算に計上しました。その主な使いみちは次のとおりです。



県税の収入予算

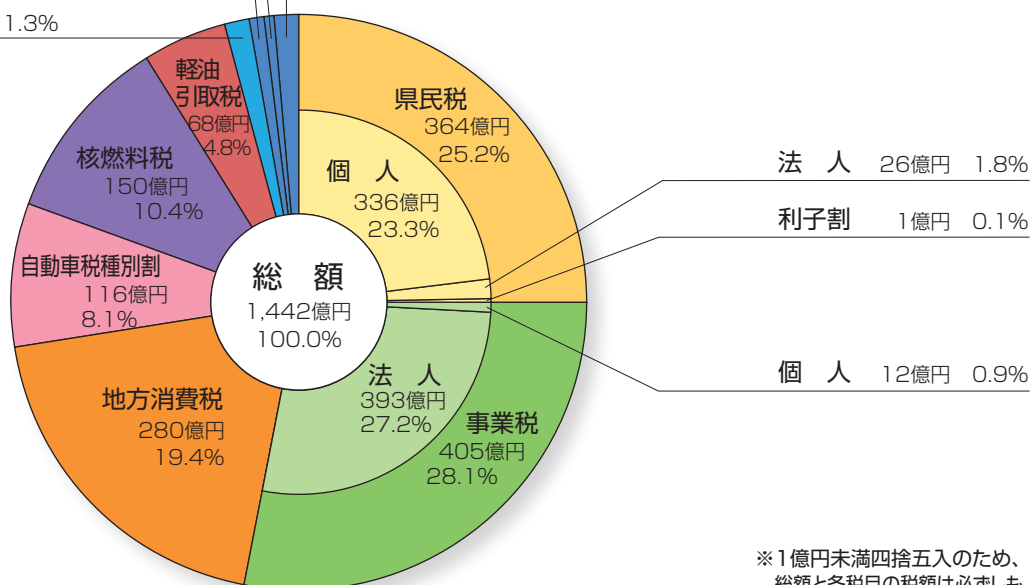
令和7年度の県税収入予算は1,442億円で、一般会計予算の28.7%を占め、県の自主財源として重要な役割を担っています。

その他 17億円 1.2%

県たばこ税 8億円 0.6%

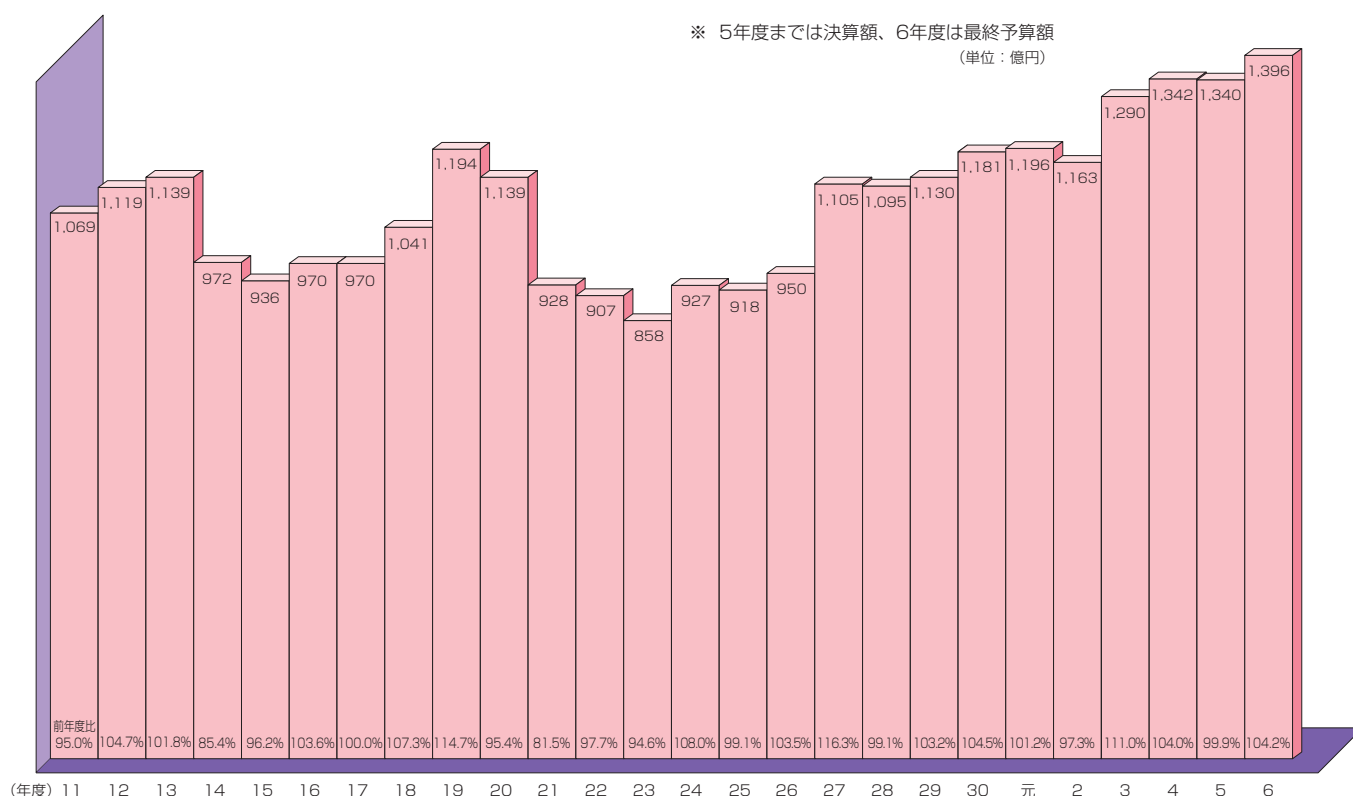
自動車税環境性能割 13億円 0.9%

不動産取得税 19億円 1.3%



※1億円未満四捨五入のため、総額と各税目の税額は必ずしも一致するものではありません。

県税収入の推移



令和7年度の県の仕事

北陸新幹線福井・敦賀開業が実現し、来県者が増え、民間投資も拡大しました。開業2年目、福井県のさらなるステージアップを目指します。

次世代にも選ばれる福井の実現

若者の県内定着促進

- 県立大学恐竜学部「勝山キャンパス」の新学部棟や教育研究用の備品を整備（令和8年度供用）
- 県立大学地域政策学部（仮称）「福井まちなかキャンパス」を整備するため、詳細設計を実施（AOSSAの一部を活用し令和9年度供用）
- 福井県大学進学サポートセンターに「県内大学進学コース」を設置
- 県内大学等の進学者の家賃（一人暮らし）や交通費（公共交通機関）を支援（3千円～1万円/月）



県立大学勝山キャンパス(イメージ)

結婚・出産・子育て応援

- マッチングアプリ運営会社と連携し、若者が出会いや結婚に向けて行動できる環境づくりを実施
- プレ妊活健診の助成や相談窓口の設置など、将来の妊娠のための健康管理を支援
- ひとり親家庭や多胎児、医療的ケア児等を育てる家庭を対象に、家事育児をサポートする「ふく育さん」等の利用券を発行
- 訪問型のシッターサービスを利用した際の料金への助成を拡充し、「ふく育さん」等の利用者負担を軽減

魅力ある仕事の創出

- 県内ベンチャー企業の創業・成長や若手起業家の創出・育成を強化
- 都市圏並みの給与水準を要件に、研究開発や本社機能の拡張などの投資を支援

女性活躍・働き方改革

- 家事代行利用モニターキャンペーンや家事タイプ診断サイトにより家事の省力化・外部化など「ラク家事」を促進
- 企業の女性活躍を推進
 - ・女性活躍コンシェルジュが企業に対し伴走支援

開業1年後の現状を踏まえた対策

開業効果の県内全域への波及

- 敦賀・若狭エリアのブランド力を向上
 - ・観光投資促進コーディネーターを配置
 - ・夕日スポットを整備する基本構想の策定
 - ・嶺南在住のインフルエンサーによるPRの実施
 - ・敦賀・若狭エリアに宿泊する観光客が、宿の魅力をSNSで発信するキャンペーンを実施
- コンセプトルームなどの魅力的な宿泊施設の整備を支援
- 飲食店や土産品店などの魅力向上のため店舗改装等を支援（補助率1/3）

県内への誘客促進

- 外国人観光客に旅行の目的地として選ばれるため、認知度向上と誘客拡大
 - ・海外のオンライン旅行サイトにおける福井県ならではの体験の販売促進
 - ・高輪ゲートウェイ駅や京都駅などの駅観光案内所で旅ナカでのプロモーションを実施
 - ・外部専門家の分析、助言をインバウンド全体の政策立案に活かすとともに、富裕層の誘客を拡大

まちづくり・観光地の磨き上げ

- 歴史のシンボルとなる福井城坤櫓（ひつじさるやぐら）等の復元整備（令和11年度完成予定）
- 県都の将来像を描いた「県都グランドデザイン」に基づきまちづくりを推進
 - ・電動カート「ふくトック」の運行を支援
 - ・「浜町ソムリエ」が行う浜町の魅力発信を支援



坤櫓の復元(イメージ)

人手不足克服に向けた対策

各業界における人手不足対策

- 運転士の待遇改善等に取り組む路線バス事業者や新たな代替交通への転換に取り組む市町等を支援
- 医療人材の確保にかかる支援を強化
 - ・福井大学医学部の地域枠を拡充（令和8年度～10人→15人）
 - ・看護師養成所が行う学生確保の取組みを支援など
- 副業・兼業人材を新たに活用する県内企業を支援
- 県内企業の採用力向上にかかる支援を強化
 - ・ワークショップや中途人材との面談会の開催など



運転体験会の様子



外国人材の受入強化

- 「ふくい外国人相談センター」の機能を強化
 - ・相談から解決まで外国人に寄り添う
 - 「総合支援コーディネーター」を配置
 - ・外国人コミュニティリーダー等を通じた情報発信
- 外国人材の受入環境整備・育成
 - ・現地の外国人を対象とした障がい福祉分野の基礎的研修を実施
 - ・外国人材を送り出すインドネシア農業省と連携
 - ・農業者が行う就業・生活環境整備を支援



県内農家のもとで働く外国人

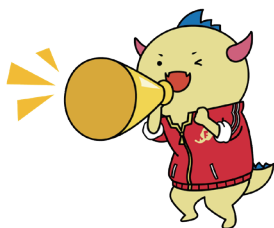
長期ビジョンの推進

子どもが主役の「夢と希望」、「ふくい愛」を育む教育の推進

- 県立図書館に電子書籍を導入し、生涯にわたる学びの拠点の機能を充実
- 不登校の兆しが見え始めた児童生徒等を対象とした、校内サポートルームの支援員の配置・設置校を拡充

多様な個性や能力を育み、活かす共生社会の実現

- 福井の若者の活動を応援
 - ・若者と応募者をつなぐマッチングイベントを実施
 - ・学生が提案する新しいチャレンジを支援



マッチングイベントの様子

豊かで美しいふくいの環境の継承

- 11年ぶりとなる新たな年縞掘削にあわせた掘削・研究現場の公開や展示の充実等により、年縞博物館の魅力を向上

人生100年時代の充実生活応援

- シニアグループの居場所づくりや生きがいづくりのため、活動の応援やシニア応援文化祭を開催
- 県民の歩く習慣を定着させるため、歩数目標の達成に応じて、はぴコインを進呈する「はぴウォーク2025」を開催



シニアグループの活動

防災・治安先進県ふくいの実現

- 避難所における生活環境の向上や発災直後の迅速な支援に必要な資機材等を整備
- 空き家の発生予防や流通促進のため、空き家流通アドバイザーを派遣

稼げる農林水産業で農山漁村の活性化

- 「第二ふくい園芸カレッジ（仮称）」を整備、「園芸LABOの丘」の機能を強化
- 福井県沿岸に出没するイルカによる海水浴客への被害を防止
 - ・対策を実施する市町への支援

交流を広げる基盤整備

- 携帯電話等の電波が繋がらない北陸トンネル等（ハピラインふくい線）における対策工事を支援
- JR敦賀駅改札内へのICカード用乗継改札機の設置を支援

文化芸術・スポーツ力の強化

- 「ふくい文化創造センター」を開設
 - ・専門スタッフを配置し、文化団体に対する相談機能を強化
- 担い手不足により、保存・継承が危惧される地域の伝統行事の活性化や観光への活用等を支援

県 税 の 内 容

個人県民税

個人県民税と市町村民税は、併せて「個人住民税」と呼ばれています。
個人住民税は、均等の額によって負担する均等割と、所得金額に応じて負担する所得割との二本立てとなっています。

納 め る 人 納 め る 額

1月1日現在県内に住所、事務所（事業所）、家屋敷を持っている個人です。

	個 人 住 民 税	
	個人県民税	個人市町村民税
均 等 割	1,000 円	3,000 円
所 得 割	課税所得金額の 4%	課税所得金額の 6%

※退職所得や土地建物の譲渡所得等は給与所得・事業所得などとは区別して別の方法で計算し課税されます。
※個人の県民税・市民税とあわせて森林環境税（国税）1,000円が課税されます。

課 税

●均等割、所得割とも非課税の場合

- ①生活保護法による生活扶助を受けている方
- ②障がい者、未成年者※ 寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額が 135 万円以下の方
（寡婦およびひとり親のうち、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方は対象外とします。）
※令和4年4月1日より、未成年者とは、賦課期日（1月1日）現在において18歳に達しない者をいいます。
- ③前年中の合計所得金額が下記の額以下の方
市町の条例で定める額 × (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族の数) + 加算額 (市町の条例で定める額)[※] + 10 万
↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓
〔福井市：31.5万円 その他16市町：28万円〕 〔福井市：18.9万円 その他16市町：16.8万円〕

●所得割のみ非課税（均等割は課税）の場合

- ④前年中の総所得金額等が下記の額以下の方
35万円 × (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族の数) + 加算額32万円[※] + 10 万
(注) ②・③・④に該当する場合でも、退職所得にかかる分離課税の所得割は課税されます。
※③・④の加算額は、同一生計配偶者または扶養親族がある場合のみ適用されます。

申告と納税

個人住民税の申告や納税などの事務は市町が行っています。

●申 告

毎年3月15日までです。ただし、所得税の確定申告書を提出した方と、給与所得または公的年金等にかかる所得のみの方は申告の必要はありません。

●納 税

給 与 所 得 者	6月から翌年5月までの毎月の給与から徴収されます。
公 的 年 金 所 得 者	4月・6月・8月は前年度2月の税額と同額が徴収され、10月・12月・2月は残りの税額の1/3ずつが徴収されます。
給与、公的年金以外の所得者	6月・8月・10月・1月に、年税額の1/4ずつを納付書で納めます。

《所得控除》（令和 7 年度適用）

項 目	控 除 額		
雑 損 控 除	次のいずれか多い金額 ①（損失額－保険金等で補てんされた額）－（所得金額× 10%） ②災害関連支出額－ 5 万円		
医 療 費 控 除	（医療費－保険金等で補てんされた額）－（「10万円」または「所得金額×5%」のいずれか少ない額） ※限度額 200 万円		いずれかを 選択して下 さい。
医療費控除の特例 （セルフメディケーション税制）	特定一般用医薬品等購入費－保険金等で補てんされた金額－ 12,000 円 ※限度額 88,000 円		
社会保険料控除	前年中に支払った金額		
小規模企業共済等 掛 金 控 除	前年中に支払った金額		
生 命 保 険 料 控 除	新契約（平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険 契約等）にかかる支払保険料の金額 ① 12,000 円以下 ② 12,001 円～ 32,000 円 ③ 32,001 円～ 56,000 円 ④ 56,001 円以上	①支払保険料の金額の全額 ②支払保険料の金額× 1/2 + 6,000 円 ③支払保険料の金額× 1/4 + 14,000 円 ④一律 28,000 円	
	旧契約（平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した 保険契約等）にかかる支払保険料の金額 ① 15,000 円以下 ② 15,001 円～ 40,000 円 ③ 40,001 円～ 70,000 円 ④ 70,001 円以上	①支払保険料の金額の全額 ②支払保険料の金額× 1/2 + 7,500 円 ③支払保険料の金額× 1/4 + 17,500 円 ④一律 35,000 円	
	※一般生命保険料と個人年金保険料、介護医療保険料の支払額を各々上の式にあてはめて算出した控除額の 合計額が、生命保険料控除額になります。（最高 70,000 円） ※一般生命保険料と個人年金保険料のそれぞれについて、新契約と旧契約の両方がある場合、(1)新契約のみ で申告、(2)旧契約のみで申告、(3)新契約と旧契約の両方で申告のいずれかを選択できます。 （ただし、(3)の申告を選択した場合、控除額は最高 28,000 円となります。） ※介護医療保険料については、(1)新契約のみで申告となります。		
地 震 保 険 料 控 除 （旧長期損害保険）	①地震保険料	支払った保険料の金額の 1/2（限度額 25,000 円）	
	②旧長期損害保険料 （平成 18 年 12 月 31 日までに契約したもの）	支払った保険料が 5,000 円以下の場合	支払った保険料の全額
		5,000 円を超え 15,000 円以下の場合	（支払った保険料の金額の合計額） × 1/2 + 2,500円
		15,000 円を超える場合	10,000 円
	③①地震保険料と②旧長期損害保険料の両方	①と②の合計額（限度額 25,000 円）	
障 害 者 控 除	26 万円（特別障害者は 30 万円（同居の同一生計配偶者または扶養親族の場合は 53 万円））		
寡 婦 控 除	26 万円	・ 合計所得金額が 500 万 円以下であること ・ 住民票の続柄に「夫（未 届）」「妻（未届）」の記 載がある方は対象外	次のいずれかに該当する女性 ・ 夫と死別し再婚していない人や夫が生死不明などの人 ・ 夫と離婚し再婚していない人で子以外の扶養親族（総所得金額 等が 48 万円以下で、他の者の同一生計配偶者または扶養親族 でない）を有する人
ひ と り 親 控 除	30 万円		婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子（総所得金額 等が 48 万円以下で、他の者の扶養親族でない）を有する人
勤 労 学 生 控 除	26 万円		
配 偶 者 控 除	〔最高限度額〕 33 万円（配偶者が 7 0 歳以上の場合 3 8 万円）		合計所得金額 1,000 万円以下の人が 該当します。P9 を参照してください。
配偶者特別控除	〔最高限度額〕 33 万円（配偶者の所得金額によって控除額が調整されます。）		
扶 養 控 除	扶養親族（16 歳以上） 1 人につき 33 万円（19 歳以上 23 歳未満の場合は 45 万円、 70 歳以上の場合は 38 万円、同居の直系尊属で 70 歳以上の場合は 45 万円）		
基 礎 控 除	43 万円	前年の合計所得金額が 2,400 万円以下である場合	
	29 万円	前年の合計所得金額が 2,400 万円を超え、2,450 万円以下である場合	
	15 万円	前年の合計所得金額が 2,450 万円を超え、2,500 万円以下である場合	
	0 円	前年の合計所得金額が 2,500 万円を超える場合	

《税額控除》

税額控除には、寄附金税額控除^{*}、外国税額控除、配当控除、配当割額・株式等譲渡所得割額の控除、住宅ローン控除^{*}、および調整
控除があります。

※ 寄附金税額控除、住宅ローン控除については、P10 を参照してください。

～令和 7 年度個人住民税の税額計算事例～

〔本人、妻、子 2 人（中学生 13 歳、高校生 17 歳）の場合〕

【給与収入】 4,639,416 円

【給与所得】 3,268,800 円（給与所得控除後の金額）

【所得控除】

社会保険料控除 基礎控除 配偶者控除 一般扶養控除 【所得控除】
463,941 円 + 430,000 円 + 330,000 円 + 330,000 円 = 1,553,941 円

【課税所得】

【給与所得】 【所得控除計】 【課税所得】 …千円未満切り捨て
3,268,800 円 - 1,553,941 円 = 1,714,859 円 ÷ 1,714,000 円

令和 7 年度個人住民税

【課税所得】 【税率】

【調整控除（※参照）前の税額】 1,714,000 円 × 10% = 171,400 円 ①

※調整控除は、個人住民税と所得税では配偶者控除等の人的控除額に差がありますので、この差額により、
両税を合わせた負担に変動が生じないように調整するものです。
課税所得金額によって計算方法が異なりますので、詳しくは、お住まいの市町にお問合せください。

【調整控除額】 【所得控除】のうち、基礎控除から一般扶養控除までの個人住民税と所得税の差の合計額

基礎控除 配偶者控除 一般扶養控除
50,000 円 + 50,000 円 + 50,000 円 = 150,000 円
上記の合計額 × 5%
150,000 円 × 5% = 7,500 円 ②

【税額】 (①－②) + 均等割額

【調整控除前の税額】 【調整控除額】 均等割額

171,400 円 - 7,500 円 + 4,000 円 = **167,900 円**

※社会保険料控除は、社会保険料として支払った保険料全額です。

※所得控除、調整控除は、扶養の有無、人数等により異なります。

個人住民税に関するお知らせ

配偶者控除・配偶者特別控除について

生計を一にする配偶者の合計所得金額が、下表に当てはまる場合は、配偶者控除または配偶者特別控除の適用を受けることができます。

ただし、納税義務者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は、配偶者控除および配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

配偶者控除

配偶者の 合計所得金額 48万円以下	納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
一般	33万円	22万円	11万円
老人	38万円	26万円	13万円

※老人とは、前年12月末日時点で70歳以上の方をいいます。

配偶者特別控除

配偶者の 合計所得金額	納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超	0円		

個人住民税の住宅ローン控除について

所得税の住宅ローン控除を受ける方で、所得税から控除しきれない控除額がある場合は、翌年度の個人住民税（所得割）から控除できます。

入居年	住宅要件	控除期間	面積要件	控除額
令和 4 年 1 月 ～ 令和 7 年 12 月	新築住宅等	13 年	50㎡以上	所得税の課税総所得金額等の 5%（最高 9.75 万円）
	新築住宅等のうち認定住宅等（※）以外の住宅で 令和 6・7 年に入居した場合	10 年	（ただし、所得 1,000 万円以下かつ令和 7 年 12 月 31 日までに建築確認を受けた新築住宅の場合は 40㎡から適用）	
	既存住宅等	10 年		

※ 「認定住宅等」は、認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・ZEH 水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅のことを指します。

寄附金控除について

①『ふるさと納税』に係る寄附金

ふるさとなどの地方公共団体へ適用下限額（2,000 円）を超える金額の寄附をした場合には、確定申告等を行うことにより、個人住民税額（所得割）の 2 割を限度に税額控除が受けられます。

【地方公共団体に対する寄附金の税額控除額の計算方法】

- ①と②の合計額が税額控除されます。
- ①【基本分】（地方公共団体に対する寄附金 - 2,000 円）× 10%
- ②【特例分】（地方公共団体に対する寄附金 - 2,000 円）× （44.055%～ 84.895%）
- ②の控除額は個人住民税額（所得割）の 2 割が上限です。
- ②の特例分の対象となるのは、令和元年 6 月 1 日以降、特例控除の対象となる団体として指定された地方団体への寄附金に限られます。

寄附者に適用される所得税率等によって異なります。

②福井県共同募金会および日本赤十字社福井県支部に対する寄附金

{(寄附金 - 2,000 円) × 10%} により算出された額が控除されます。

③県・市町が条例で指定した社会福祉法人、学校法人等に対する寄附金

{(寄附金 - 2,000 円) × 10% ^{※1}} により算出された額が控除されます。

※ 1 県指定の寄附金は 4%、市町指定の寄附金は 6%、県と市町どちらからも指定されている場合は 10%を乗じます。

①～③の寄附金控除は、寄附金の年間合計額のうち総所得金額等の 30%以下の額までを対象として適用します。

『ふるさと納税』については、P35 も参照してください。東日本大震災に係る寄附金・義援金についても『ふるさと納税』と同じ控除を受けられる場合があります。

県民税利子割

金融機関などから受け取る利子等に係る税金です。

利子等とは

公社債および預貯金の利子のほかに定期積金、相互掛金、抵当証券、金投資口座、一時払養老保険等の金融類似商品の収益も含まれます。（平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき特定公社債等の利子等は利子割の課税対象から除外され、配当割の課税対象となります。特定公社債とは、国債、地方債、外国債、外国地方債、公募公社債等です。）

納める人

県内に所在する金融機関などから利子等の支払いを受ける個人が、金融機関などを通じて納めます。

納める額・申告と納税

納める額	申告・納税	(参考) 所得税等
〔支払われた利子等〕 × 5%	翌月10日までに金融機関等が1ヵ月分をまとめて申告・納入します。（特別徴収）	所得税および復興特別所得税として別に15.315%かかります。

非課税

① マル優等

身体障がい者や、母子家庭の方など一定の人（以下「障がい者等」といいます。）に限って利用できます。
（65歳以上の方に対するマル優等は、平成17年12月末で廃止となりました。）

② 財形貯蓄（勤労者）

金融機関の窓口に「非課税貯蓄申告書」を提出することになっています。

対 象	種 類	非課税限度額	内 容
①障がい者等	少額預金非課税制度 （マル優）	350万円	銀行などの預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信託など
	少額公債非課税制度 （特別マル優）	350万円	利付国債、公募地方債
②勤 労 者	財形住宅貯蓄 財形年金貯蓄	合わせて 550万円	勤労者の給料からの天引預金

市町への交付金

県に納められた県民税利子割のうち59.4%に相当する金額が、県内の市町に交付されます。

県民税配当割

特定配当等（上場株式などの配当金や公募証券投資信託の収益の分配金等）の支払いを受ける際に、県民税配当割が課税されます。

特定配当とは

一定の上場株式等の配当のほか、公募証券投資信託の収益の分配にかかる配当、国外公募証券投資信託の配当、特定投資法人の投資口の配当などです。（平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき特定公社債等の利子等は、配当割の課税対象になります。特定公社債とは、国債、地方債、外国債、外国地方債、公募公社債等です。また、平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき特定口座外の割引債の償還差益も、配当割の課税対象となります。）

納める人

上場株式等の配当等の支払いを受けるべき日現在において、福井県内に住所を有する個人です。源泉徴収選択口座内に上場株式等の配当等を受け入れている場合には、その支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在、福井県内に住所を有する個人が、その株式会社などを通じて納めます。

納める額・申告と納税

区 分	納 め る 額	申 告 ・ 納 税	(参考)所得税等
源泉徴収選択口座を利用するもの	〔(源泉徴収選択口座内特定配当等の額) - 〔同口座内上場株式などの譲渡損失の額〕〕×5%	翌年1月10日までに証券会社等が1年分をまとめて申告・納入します。(特別徴収)	所得税および復興特別所得税として別に15.315%がかかります。
上記以外のもの	〔特定配当などの額〕×5%	翌月10日までに株式会社等が1ヵ月分をまとめて申告・納入します。(特別徴収)	

※源泉徴収口座を利用する場合、証券会社などへ源泉徴収口座への配当などの受け入れに関する届出が必要です。

※平成25年12月31日以前の税率については3%です。(所得税および復興特別所得税として別に7.147%がかかります。)

市町への交付金

県に納められた県民税配当割のうち59.4%に相当する金額が、県内の市町に交付されます。

県民税株式等譲渡所得割

源泉徴収選択口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の上場株式等の譲渡益（年間の売買損益を通算した後の利益）について、県民税株式等譲渡所得割が課税されます。

（平成28年1月1日以後の源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡に係る譲渡所得等と割引債の償還差益が、株式等譲渡所得割の課税対象に加わります。特定公社債等とは、地方債、外国債、外国地方債、公募公社債等です。）

納める人

源泉徴収選択口座内において上場株式等の譲渡に係る対価等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在、福井県内に住所を有する個人が、その証券会社などを通じて納めます。

納める額・申告と納税

納 め る 額	申 告 ・ 納 税	(参考)所得税等
〔源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡による所得等の額〕×5%	翌年の1月10日までに証券会社等が1年分をまとめて申告・納入します。(特別徴収)	所得税および復興特別所得税として別に15.315%がかかります。

※平成25年12月31日以前の税率については3%です。(所得税および復興特別所得税として別に7.147%がかかります。)

市町への交付金

県に納められた県民税株式等譲渡所得割のうち59.4%に相当する金額が、県内の市町に交付されます。

個人事業税

この税は、県内で商業や製造業など、法律で定められた事業を個人で営んでいる方に対して課されるものです。

納める人

県内に事務所（事業所）を持って事業を行う個人です。

納める額

区 分	事 業 の 種 類	税 率
第一種事業	物品販売業、保険業、製造業、運送業、請負業、飲食店業、遊技場業、不動産貸付業、駐車場業、その他の営業 37 業種	課税所得×5%
第二種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業 3 業種	課税所得×4%
第三種事業	医業、歯科医業、弁護士業、税理士業、理容業、美容業、コンサルタント業、デザイン業、その他の自由業 28 業種	課税所得×5%
	あん摩・はり・きゅう等の業、装蹄師業 2 業種	課税所得×3%

税額の計算方法を算式で表すと、次のようになります。

$$(\text{前年の事業所得金額}^* + \text{青色申告特別控除額} - \text{各種控除額}) \times \text{上記の税率} \rightarrow \text{税 額}$$

※ 事業所得金額とは、事業による収入額から必要経費（事業専従者控除などを含む。）を差し引いたものです。
（年の途中で事業を廃業した場合は、当該年の1月1日から事業の廃止の日までの事業の所得によります。）

事業専従者控除

事業専従者は、事業を行う人と生計を一にする15歳以上の親族で、もっぱらその事業に従事する人です。

以下の価格が必要経費として控除されます。

- ・青色申告者……青色事業専従者に支払われた適正な給与額
- ・白色申告者……事業専従者1人について、次のいずれか低い方の金額
 - (1) 50万円（配偶者の場合86万円）
 - (2) 事業専従者控除前の所得金額 ÷（事業専従者数+1）

各種控除

●事業主控除……年290万円（事業期間が1年未満の場合は、月割計算されます。）

●損失の繰越控除（青色申告者）

事業所得に係る純損失は、その生じた翌年から3年間にわたって繰越控除できます。

●被災事業用資産の損失の繰越控除

震災、風水害、火災などの災害により事業用資産に損害を受けた場合は、損失の生じた年の翌年から3年間にわたって繰越控除できます。

●事業用資産の譲渡損失控除および譲渡損失の繰越控除

- ・直接事業の用に供する資産（車両、運搬具、機械および装置、器具、備品など）を譲渡したため生じた損失について、事業による所得の計算上控除できます。
- ・青色申告者については、損失の生じた翌年から3年間にわたって繰越控除できます。

申告と納税

●申 告

前年中の事業による所得について、3月15日までに個人の事業税の申告書を、提出しなければなりません。

この場合、所得税の確定申告書または住民税の申告書を提出した人は、個人の事業税の申告書を提出する必要はありませんが、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」または、住民税の申告書の「事業税に関する事項」の欄は必ず記載してください。

ただし、年の途中で事業をやめた人は、やめた日から1月以内（死亡により事業を廃止した場合は4月以内）に、福井県税事務所（嶺南振興局税務部）に申告しなければなりません。

なお、申告をしないと控除を受けられない場合があります。

●納 税

原則として8月に年税額を通知し、8月（第1期）と11月（第2期）に納税通知書および納付通知書により納税します。なお、税額が1万円未満の場合は、第1期に一括して納めます。

※金融機関等の窓口（詳しくはP36）で納められるほか、キャッシュレス納付（P38）や口座振替（P37）も可能です。

法人県民税・事業税

法人（株式会社など）は、個人と同様に財産を所有したり、経済活動を行ったりしていることから、県は法人に対しても所得（利益）などを基準として法人県民税および法人事業税を課税しています。

納める人

法人の区分	法人県民税		法人事業税 (特別法人事業税)
	均等割	法人税割	
県内に事務所または事業所（本店、支店、工場など）を設けている法人（人格のない社団もしくは財団または公益法人等で、収益事業を行っているものを含みます。）	○	○	○
県内に寮、宿泊所、クラブなどのみを設けている法人および公益法人等で収益事業を行っていないもの	○	—	—

納める額

(1) 法人県民税

■均等割・・・資本金等の額に応じた次の金額です。

法人の区分		納める税金
均等割	1 次に掲げる法人 ア 公共法人および公益法人等（※ 1） イ 法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団または財団で収益事業を廃止したものを含む） ウ 一般社団法人および一般財団法人（いずれも非営利型法人（※ 2）を除く） エ 資本金の額または出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く） オ 資本金等の額（※ 3）が 1 千万円以下である法人 ※非営利型の一般社団法人および一般財団法人はアに含まれます	年額 20,000 円
	2 資本金等の額（※ 3）が 1 千万円を超え、1 億円以下である法人	年額 50,000 円
	3 資本金等の額（※ 3）が 1 億円を超え、10 億円以下である法人	年額 130,000 円
	4 資本金等の額（※ 3）が 10 億円を超え、50 億円以下である法人	年額 540,000 円
	5 資本金等の額（※ 3）が 50 億円を超える法人	年額 800,000 円

※ 1 「公共法人」とは法人税法第 2 条第 5 号に規定するもの、「公共法人等」とは地方税法第 24 条第 5 項に規定するものをいいます。ただし、地方税法第 25 条第 1 項の規定により均等割を課することができないとされるものは除きます。

※ 2 「非営利型法人」とは法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定するものをいいます。

※ 3 「資本金等の額」とは地方税法第 23 条第 1 項第 4 号の 2 に規定するものをいいます。なお、「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額」に満たない場合には、「資本金と資本準備金の合計額」により、均等割の税率を算出します。

■法人税割・・・法人税額に次の税率を乗じた金額です。

法人の区分		税率 〔令和元年 10 月 1 日以後 に開始する事業年度〕
法人税割	1 次に掲げる法人であって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額（※ 4）が年 1 千万円以下のもの ア 資本金の額または出資金の額が 1 億円以下の法人 イ 資本または出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く） ウ 法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団または財団で収益事業を廃止したものを含む） エ 法人課税信託の引受けを行うことにより法人とみなされるもの	1.0 / 100
	2 上記 1 に掲げる法人以外の法人（※ 4）	1.8 / 100

※ 4 2 以上の都道府県に事務所等を有する法人についての法人税額又は個別帰属法人税額の判定は、分割する前の総額によります。

※ 5 福井県では、中小企業の振興および教育施設整備等のための財源に充てるため、令和 8 年 4 月 30 日までに終了する各事業年度分の税率に超過税率を適用しています。

(2) 法人事業税および特別法人事業税（国税）
次の区分により算定した額の合計額を納めます。

■所得金額等課税法人

区 分			税 率			
			令和元年10月1日から 令和4年3月31日までの 間に開始した事業年度		令和4年4月1日以後 に開始した事業年度	
			法人 事業税	特別法人 事業税	法人 事業税	特別法人 事業税
普通法人 〔 資本金の額または 出資金の額が1億円 以下の法人等 〕	所得 割	下記以外の法人	3.5/100	37.0/100	3.5/100	37.0/100
		所得のうち年400万円以下の金額	5.3/100		5.3/100	
		所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	7.0/100		7.0/100	
		所得のうち年800万円を超える金額	7.0/100		7.0/100	
特別法人（※2） 〔 協同組合、信用金庫、 医療法人等 〕	所得 割	下記以外の法人	3.5/100	34.5/100	3.5/100	34.5/100
		所得のうち年400万円以下の金額	4.9/100		4.9/100	
		所得のうち年400万円を超える金額	4.9/100		4.9/100	
		軽減税率不適用法人（※1）	4.9/100		4.9/100	
外形標準課税法人 〔 資本金の額または 出資金の額が1億円 を超える普通法人等（※3） 〕	所得 割	下記以外の法人	0.4/100	260.0/100	1.0/100	260.0/100
		所得のうち年400万円以下の金額	0.7/100			
		所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	1.0/100			
		所得のうち年800万円を超える金額	1.0/100			
		軽減税率不適用法人（※1）	1.0/100			
		付加価値割	1.2/100	—	1.2/100	—
		資本割	0.5/100		0.5/100	

■収入金額等課税法人

区 分			税 率						
			令和元年 10 月 1 日から 令和 2 年 3 月 31 日までの 間に開始した事業年度		令和 2 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日までの 間に開始した事業年度		令和 4 年 4 月 1 日以後 に開始した事業年度		
			法人 事業税	特別法人 事業税	法人 事業税	特別法人 事業税	法人 事業税	特別法人 事業税	
1	電気供給業（2に掲げる事業を除く）、導管 ガス供給業、保険業、貿易保険業		収入割	1.0／100	30.0／100	1.0／100	30.0／100	1.0／100	30.0／100
2	電気供給業 （小売電気事業等、 発電事業等および 特定卸供給事業）	資本金の額または出資 金の額が1億円を超える 普通法人	収入割	1.0／100	30.0／100	0.75／100	40.0／100	0.75／100	40.0／100
			付加価値割	—		0.37／100	—	0.37／100	—
			資本割			0.15／100		0.15／100	
		資本金の額または出資 金の額が1億円以下の 法人等	収入割	1.0／100	30.0／100	0.75／100	40.0／100	0.75／100	40.0／100
			所得割	—		1.85／100	—	1.85／100	—
3	特定ガス供給業	収入割	1.0／100	30.0／100	1.0／100	30.0／100	0.48／100	62.5／100	
		付加価値割	—		—		0.77／100	—	
		資本割					0.32／100		

※1 「軽減税率不適用法人」とは、3以上の都道府県において事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額または出資金の額が1千万円以上のものをいいます。

※2 特別法人のうち、特定の大規模な協同組合等の年10億円を超える所得に係る税率は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から「5.7/100」が適用されます。

※3 資本金が1億円以下の法人であっても、以下に該当する場合は外形標準課税の対象となります。

○令和7年4月1日以後開始の事業年度から、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるもの

○令和8年4月1日以後開始の事業年度から、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるもの

※資本割の課税標準となる「資本金等の額」とは地方税法第23条第1項第4号の2に規定するものをいいます。なお、「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額」に満たない場合には、「資本金と資本準備金の合計額」に資本割の税率を乗じて算出します。

※電気供給業のうち特定卸供給事業に係る税率は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

※特別法人事業税の課税標準は法人事業税の所得割額または収入割額です。なお、課税免除、不均一課税、仮装経理または租税条約の実施に伴う税額控除の適用がある場合には、これらを適用する前の額によります。

申告と納税

申告の種類により次のように分類されます。特別法人事業税は、法人事業税の申告と併せて、県に申告書を提出するとともに、法人事業税の納付と併せて県に納付してください。

なお、一定の法人については電子申告が義務付けられておりますので、詳しくは 40 ページをご覧ください。

申告の種類		申告と納税の期限
確定申告		事業年度終了の日から 2 月以内
中間申告 ・ 事業年度が 6 月を超え、法人税の予定申告額が 10 万円を超える法人 ・ 外形標準課税法人 ・ 収入金額等課税法人	(1) 予定申告	事業年度開始の日から 6 月を経過した日から 2 月以内
	(2) 仮決算に基づく中間申告	
修正申告	県民税	法人税について修正申告をしたとき、または更正決定を受けたとき
	事業税	法人税額または連結法人税額を納付すべき日
		申告した所得金額等に不足額があるとき
		速やかに
		申告後に、税務署の更正決定を受けたとき
		税務署が更正決定の通知をした日から 1 月以内

※仮決算に基づく中間申告額が前事業年度の確定税額に基づく予定申告額を超える場合には、仮決算に基づく中間申告を選択することとはできません。

※通算法人が仮決算に基づく中間申告を行う場合は、通算グループ内のすべての法人が仮決算に基づく中間申告を行う必要があります。

※外形標準課税法人および収入金額等課税法人の事業税については、法人税の予定申告額が 10 万円以下の場合であっても、中間申告が必要です。

申告書提出期限の延長の特例

会計監査を受けなければならない等の理由により決算が確定しない法人は、知事の承認を受け、原則として事業年度終了の日から 3 月以内（連結法人および通算法人にあっては、4 月以内）に申告納付することができます。

分割基準について

法人県民税法人税割、法人事業税は、事務所または事業所（以下、「事務所等」という。）所在の都道府県において課されます。

複数の都道府県に事務所等を有する法人は課税標準の総額を一定の基準で分割して関係都道府県ごとの分割課税標準額・税額を算定します。この一定の基準を分割基準といいます。

分割基準は、法人県民税法人税割の場合は従業者の数を使用しますが、法人事業税の場合は、法人の業種によって異なるものを使用します。

税目	事業	分割基準
法人県民税 (法人税割)	全ての事業	期末の従業者数
法人事業税	非製造業	課税標準の 1 / 2 : 各月末の事業所数の合計 課税標準の 1 / 2 : 期末の従業者数
	製造業	期末の従業者数 (資本金 1 億円以上の法人は、工場の従業者数を 1.5 倍とします。)
	倉庫業・ガス供給業	固定資産の価額
	電気供給業	小売電気事業 課税標準の 1 / 2 : 各月末の事業所数の合計 課税標準の 1 / 2 : 期末の従業者数
		一般送配電事業・送電事業・配電事業・特定送配電事業 課税標準の 3 / 4 : 発電所に接続する電線路の電力の容量 課税標準の 1 / 4 : 固定資産の価額
		発電事業・特定卸供給事業 課税標準の 3 / 4 : 発電所の用に供する固定資産の価額 課税標準の 1 / 4 : 固定資産の価額
	鉄道事業・軌道事業	軌道のキロメートル数

申告書・納付書様式ダウンロード

法人二税の関係様式は、福井県のホームページからダウンロードできます。

[福井県法人様式](https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/zeimu/teikyoi/houjinsinsinkokuyousi.html) [検索](https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/zeimu/teikyoi/houjinsinsinkokuyousi.html) <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/zeimu/teikyoi/houjinsinsinkokuyousi.html>

市町への交付金

県に納められた法人事業税のうち 7.7%に相当する金額が、県内の市町へ交付されます。

地 方 消 費 税

この税は、国の税金である消費税と同様に、国内での商品の販売、サービスの提供および輸入される貨物に対して課税される都道府県税です。

納 め る 人

区 分	納 税 義 務 者（国の消費税と同じ）
譲 渡 割	国内取引で、商品の販売やサービスの提供などを行った事業者
貨 物 割	輸入取引で、課税貨物を保税地域から引き取る者

※保税地域とは、外国から日本に運び込んだ貨物を置いていても、関税（国税）の支払いが猶予される場所です。

納 め る 額

運用開始日		平成 26 年 4 月 1 日	令和元年 10 月 1 日	
地方消費税率		1.7% (消費税額の 17/63)	標準税率 2.2% (消費税額の 22/78)	軽減税率 1.76% (消費税額の 22/78)
参 考	消費税率	6.3%	7.8%	6.24%
	合計	8%	10%	8%

引上げ分の地方消費税の収入は、社会保障 4 経費（年金、医療、介護、少子化対策）その他社会保障施策に要する経費に充てられます。

申告と納税

●譲渡割（国内取引）

当分の間、消費税の申告とあわせて、国（税務署）に申告し、納付します。

個人事業者…原則として 1 月 1 日～12 月 31 日の期間分として、翌年の 3 月末日までに申告して納めます。

法人…原則として事業年度終了の日から 2 月以内に申告して納めます。

※直前の課税期間における年税額が一定額を超える事業者は、中間申告と納付が必要です。

●貨物割（輸入取引）

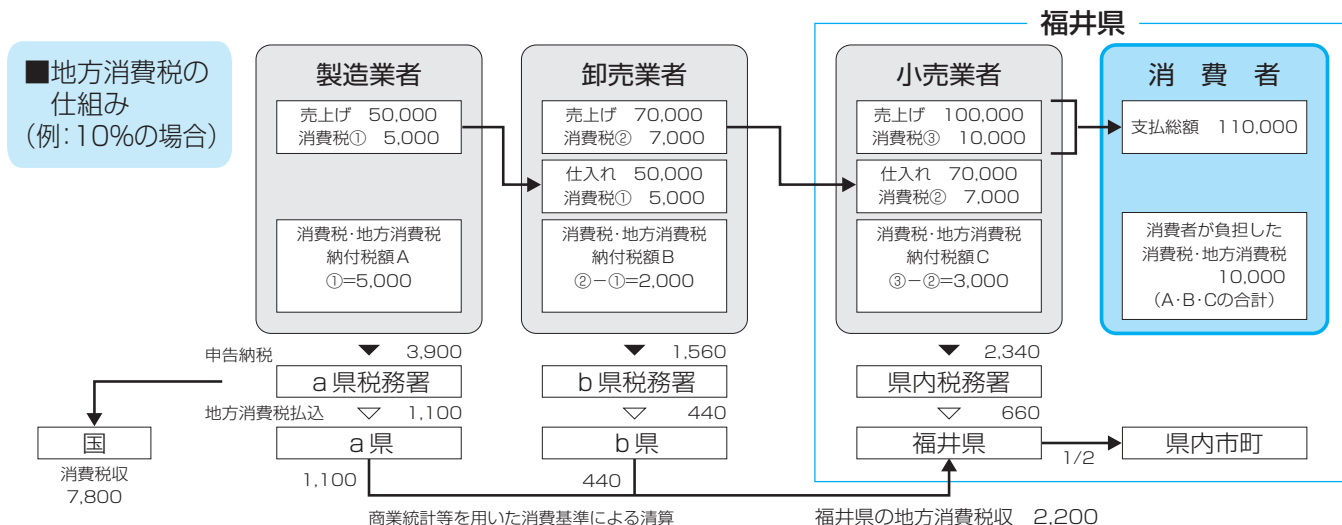
消費税の申告とあわせて、外国貨物を保税地域から引き取るときまでに、所轄の税関に申告し、納付します。

都道府県間の清算

地方消費税は、国の消費税と同様に、税負担を最終消費者に求める税であるため、都道府県間において消費関連の指標等により清算を行い、消費地と課税地の一致のための調整を行います。

市町への交付金

県は、清算を行った後の地方消費税額の 2 分の 1 に相当する金額を、県内の市町に対して人口および従業者数であん分して交付します。



消費税インボイス制度について

令和 5 年 10 月 1 日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されました。

国税庁 インボイス制度 検 索

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

不動産取得税

この税は、土地や家屋など不動産の取得に対して課されるものです。

納める人 土地や家屋を売買、交換、贈与、建築などにより取得した人です。

納める額 課税標準額（不動産の価格）^{※1}×税率^{※2}

※1 **不動産の価格** 不動産の実際の購入価格や建築工事費の額ではありません。

・土地や家屋を売買、贈与、交換などにより取得したとき	→	市町の固定資産課税台帳に登録されている価格
・家屋を新築、増改築により取得したとき ・宅地造成、地目変換など特別の事情のある土地を取得したとき	→	調査をして固定資産評価基準により評価した価格

※ 令和9年3月31日までの間に宅地評価土地を取得した場合は、課税標準額 = 取得した土地の価格 × 1/2 とします。

※2 **税率**

不動産の種類		税率
土地		3%（令和9年3月31日まで）
家屋	住宅	
	住宅以外の家屋	4%

（平成20年4月1日以降に取得した不動産についての税率です。）

■住宅・宅地に関する税額の軽減措置

●住宅を取得したときの軽減

① 新築住宅の場合（新築された建売住宅や分譲マンションの購入を含みます。）

下記要件に当てはまる新築住宅については、1戸につき 1,200万円[※]が「不動産の価格」から控除されます。

※新築の「認定長期優良住宅」を平成21年6月4日から令和8年3月31日までに取得した場合は 1,300万円

《控除の要件》

★延べ床面積（物置、車庫を含みます。）が 50㎡以上 240㎡以下（一戸建て以外の貸家については 40㎡以上 240㎡以下、サービス付き高齢者住宅である貸家については 30㎡以上 160㎡以下[※]）であること。

※令和5年3月31日までに取得した場合は、30㎡以上 180㎡以下とします。

※延べ床面積以外にも一定の要件があります。

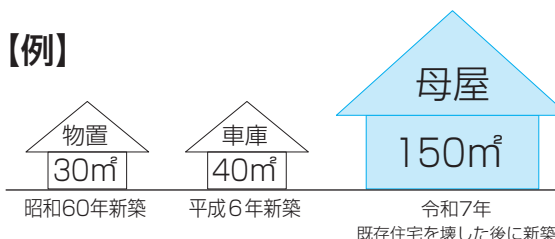
Q & A

Q. 住宅用の車庫、物置（既存部分）を残し、母屋を建て替え（新築）しました。この場合、住宅の軽減措置は受けられますか？

A. 一定の条件を満たした場合には、1戸につき 1,200万円が「不動産の価格」から控除されます。（上記①参照）

この場合、**建て替えた母屋の延べ床面積と、既存の車庫、物置の延べ床面積の合計が 240㎡以下**であれば、軽減措置が受けられます。

【例】



例の場合は、物置（30㎡）、車庫（40㎡）母屋（150㎡）の延べ床面積の合計が220㎡となり、上記の《控除の要件》を満たしているため、軽減措置が受けられます。

② 中古住宅の場合

下記の〈表 1〉の要件にすべて当てはまる中古住宅については、新築された時期に応じて〈表 2〉の額が「不動産の価格」から控除されます。

〈表 1〉	不動産の取得日	控 除 の 要 件（耐震基準適合既存住宅）
	平成17年4月1日以降	◎個人が自己の居住用として取得したもので、延べ床面積が50㎡以上240㎡以下であること。 ◎次の（ア）～（イ）のいずれかの要件に該当すること。 （ア）昭和57年1月1日以降に新築されたものであること。 （イ）新耐震基準に適合することにつき証明がされたものであること。

上記〈表1〉（ア）～（イ）の要件を満たさない住宅を取得後、6か月以内に耐震改修を行いかつ自己の居住の用に供した場合、新築された時期に応じて〈表2〉の控除額×3%の額の減額を受けることができます。（平成26年4月1日以降に取得した物件）

〈表 2〉	新築された日	控除額
	昭和38年12月31日以前	100万円
	昭和39年1月1日～昭和47年12月31日	150万円
	昭和48年1月1日～昭和50年12月31日	230万円
	昭和51年1月1日～昭和56年6月30日	350万円
	昭和56年7月1日～昭和60年6月30日	420万円
	昭和60年7月1日～平成元年3月31日	450万円
	平成元年4月1日～平成9年3月31日	1,000万円
	平成9年4月1日以降	1,200万円

●宅地を取得したときの軽減

● 宅地等を取得した場合の課税標準の特例

平成8年1月1日から令和9年3月31日までの間に宅地および宅地比準土地（宅地以外の土地でその価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の価格によって決定されるもの）を取得した場合の課税標準額は下記のとおりとなります。

$$\text{課税標準額} = \text{取得した土地の価格} \times 1/2$$

● 住宅用土地を取得したときの減額

下記の要件に該当する場合は、①または②のいずれか多い方の額が税額から減額されます。

ただし、この減額を受けるためには土地の上にある住宅がいずれも前ページの「住宅を取得したときの軽減」

① または ② の対象となることが必要です。

① 45,000 円

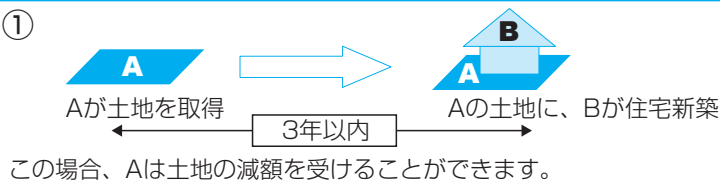
② $\text{土地1㎡当たりの価格}^* \times \text{住宅の床面積の2倍（200㎡が限度）} \times 3\%$

※平成8年1月1日～令和9年3月31日までの間に宅地を取得した場合は、価格を1/2にした後の額とします。

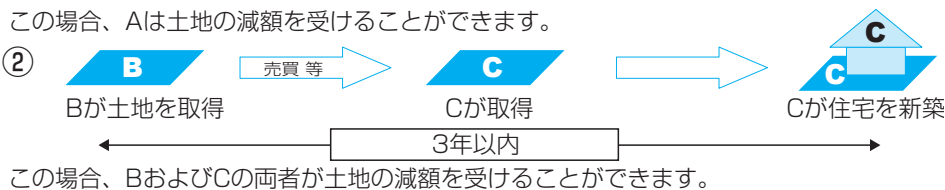
① 新築住宅の敷地の場合

区 分	要 件
土地を住宅より先に取得したとき	土地を取得した者が、土地を取得した日から3年以内に、その土地の上に住宅を新築すること。 土地を取得した日から3年以内に、その土地の上に土地の取得者以外の者の住宅が新築されること。（その土地を引き続き所有している場合【例】①、または、その土地の取得者から最初にその土地を取得した者が住宅を新築した場合【例】②に限る。）
土地を住宅より後に取得したとき	住宅を新築した者が、新築した日から1年以内にその住宅用の土地を取得すること。
土地と住宅を同時に取得したとき	①自己居住用住宅の場合、新築未使用の住宅の敷地であること。 ②自己居住用以外の住宅の場合、新築後1年以内に取得した未使用の住宅の敷地であること。

【例】①



【例】②



② 中古住宅の敷地の場合

区 分	要 件
土地を住宅より先に取得したとき	土地を取得した者が、土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある耐震基準適合既存住宅を取得すること（同時取得を含む。） 土地を取得した者が、土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある耐震基準不適合既存住宅（取得後、6か月以内に耐震改修を完了した場合に限ります。）を取得すること。（同時取得を含む。）※土地の取得が平成30年4月1日以降
土地を住宅より後に取得したとき	耐震基準適合既存住宅を取得した者が、住宅を取得した日から1年以内にその住宅用の土地を取得すること。 耐震基準不適合既存住宅（取得後、6か月以内に耐震改修を完了した場合に限ります。）を取得した者が、住宅を取得した日から1年以内にその住宅用の土地を取得すること。 ※土地の取得が平成30年4月1日以降

●免税点

課税標準となるべき額が次の金額に満たないときは、不動産取得税は課税されません。

土地	10万円
家屋	新築、増築、改築……23万円（1戸につき） 売買、贈与、交換など…12万円（1戸につき）

申告と納税

●申告

- ・不動産を取得した場合には、その取得の日から60日以内に不動産所在の福井県税事務所または嶺南振興局税務部もしくは市町の固定資産税担当課へ申告してください。（税金が軽減される要件を満たさない、かつ、この期間内に法務局へ登記申請した場合を除く。）
- ・税金が軽減される要件を満たす場合は、申告の際にその旨付記してください。
- ・減免申請書は、不動産取得税の納期限までに提出してください。
- ・申告や申請の際には、軽減や減免を受けることができることを証明する書類を添付（提示）してください。（土地：全部事項証明書等 建物：全部事項証明書または検査済証等）
- ・申告書および申請書の用紙は、福井県税事務所および嶺南振興局税務部、市町の固定資産税担当課にあります。また、福井県のホームページからもダウンロードできます。

●納税

納税通知書により定められた期限までに納めます。

県 たばこ 税

この税は、みなさんがたばこを購入するときにその代金の中に含まれているものです。

納 め る 人

たばこ製造者、特定販売業者（輸入業者）および卸売販売業者です。

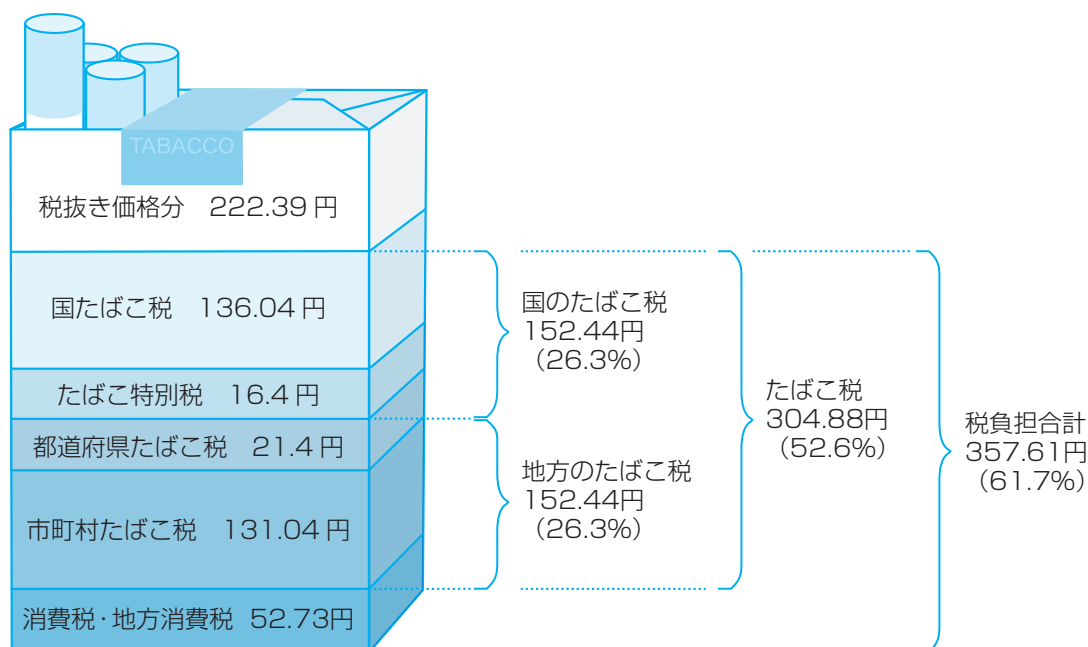
納 め る 額

1,000本当たり1,070円です。(令和7年4月1日現在)

(税率：円／1,000本)

	合 計	道府県	市町村	国
		たばこ税	たばこ税	たばこ税 ※たばこ特別税含む
令和3年10月1日～	7,622	1,070	6,552	7,622

○ たばこの税負担内訳（1箱580円の場合）



申告と納税

卸売販売業者等が毎月の売渡分をまとめて、翌月末日までに県に申告して納めます。

たばこは県内で買いましょう！



ゴルフ場利用税

この税は、ゴルフ場を利用したときに課税されるものです。

納める人

ゴルフ場を利用した人が、ゴルフ場の経営者を通じて納めます。

納める額

ゴルフ場の利用者は、次の表に定める等級に応じた税率により、ゴルフ場利用税を納めることになります。
等級は、ゴルフ場の規模、利用料金などを基準としてゴルフ場ごとに決められています。

等 級	税 率
1 級	1 人 1 日につき 1,200 円
2 級	1 人 1 日につき 1,150 円
3 級	1 人 1 日につき 1,080 円
4 級	1 人 1 日につき 1,010 円
5 級	1 人 1 日につき 940 円
6 級	1 人 1 日につき 870 円
7 級	1 人 1 日につき 800 円
8 級	1 人 1 日につき 730 円
9 級	1 人 1 日につき 660 円
10 級	1 人 1 日につき 590 円

申告と納税

ゴルフ場の経営者が毎月分をとりまとめて翌月 15 日までに県に申告して納めます。

非課税

次に掲げる方がゴルフ場を利用する場合には、非課税となります。非課税の適用を受けようとする方は、利用するゴルフ場の最初の利用時に非課税利用申請書をゴルフ場に提出するとともに、利用するごとに本人確認のための書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）、障害者手帳または県教育委員会もしくは学校長の証明書を提示してください。

（ただし、ゴルフ場のメンバーでそのゴルフ場が非課税適用対象者であることを確認できる場合は、当該書類等の提示を省略することができます。）

- ①年齢 18 歳未満の方
- ②年齢 70 歳以上の方
- ③地方税法施行令第 7 条各号に掲げる障害者の方
- ④国民体育大会のゴルフ競技（公式練習を含む）に参加する選手
- ⑤東京オリンピックを含む国際競技大会（公式練習を含む）に参加する選手
- ⑥学校教育法第 1 条に規定する学校（幼稚園を除く）の学生、生徒および児童ならびにこれらの者を引率する教員（保健体育科目の実技または公認の課外活動の場合に限る。）

市町への交付金

県に納められたゴルフ場利用税のうち 70%に相当する金額が、そのゴルフ場が所在する市町に交付されます。

県内のゴルフ場数

13（うち県外にまたがるもの 2）

自動車税

● **自動車税種別割** …… 自動車を所有している人に課税されます。

● **自動車税環境性能割** …… 自動車を取得した時に課税されます。

自動車税種別割

この税は、自動車を所有している人に課税されるものです。

納める人

県内に定置場（車庫）のある自動車（二輪の小型自動車、軽自動車、大型および小型特殊自動車を除く。）の所有者です。ただし、所有権を留保している自動車については、当該自動車の買主です。

納める時

定期 5月31日（納期限）までに納めます。 ※令和7年度の納期限は6月2日（月）です。

随時 自動車を取得（登録）した際、納めます。

納める方法

定期 県から送付する納税通知書により納めます。

※金融機関等の窓口（詳しくはP36）で納められるほか、キャッシュレス納付（P38）や口座振替（P37）も可能です。

随時 福井県税事務所分室の窓口での現金納付、または県から送付する納税通知書により納めます。

納める額

自動車の種類や用途等で決められます。なお、4月1日以降に自動車を新規に登録したときは、その翌月から月割で計算した額となります。

●乗用車（ロータリー車は、総容積の1.5倍を総排気量とみなします。）

総排気量	年税額		
	自家用		営業用
	～令和元年9月30日までに登録	令和元年10月1日以降に新車登録	
1,000cc以下	29,500円	25,000円	7,500円
1,000cc超 1,500cc以下	34,500円	30,500円	8,500円
1,500cc超 2,000cc以下	39,500円	36,000円	9,500円
2,000cc超 2,500cc以下	45,000円	43,500円	13,800円
2,500cc超 3,000cc以下	51,000円	50,000円	15,700円
3,000cc超 3,500cc以下	58,000円	57,000円	17,900円
3,500cc超 4,000cc以下	66,500円	65,500円	20,500円
4,000cc超 4,500cc以下	76,500円	75,500円	23,600円
4,500cc超 6,000cc以下	88,000円	87,000円	27,200円
6,000cc超	111,000円	110,000円	40,700円

※営業用とは、ナンバープレートが緑色のものです。

●ライトバン（最大積載量 1t 以下のもの）

総排気量	年税額	
	自家用	営業用
1,000cc以下	13,200円	10,200円
1,000cc超 1,500cc以下	14,300円	11,200円
1,500cc超	16,000円	12,800円

●トラック（主なもの）

最大積載量	年税額	
	自家用	営業用
1t 以下	8,000円	6,500円
1t 超 2t 以下	11,500円	9,000円
2t 超 3t 以下	16,000円	12,000円
3t 超 4t 以下	20,500円	15,000円
4t 超 5t 以下	25,500円	18,500円

環境配慮による自動車税制のグリーン化

地球温暖化・大気汚染防止の観点から、環境にやさしい自動車の開発・普及を図るため、排ガス・燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税負担が軽くなり、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税負担が重くなっています。

① 環境負荷の小さい自動車（軽課）

令和５年度～令和７年度に新車新規登録した自動車は翌年度に限り、自動車税種別割額が次のとおり軽減されます。

【自家用】

対 象 自 動 車	翌 年 度 軽 減 率
・電気自動車（燃料電池自動車を含む） ・天然ガス自動車 ^{※１} ・プラグインハイブリッド車	おおむね75％軽減

【営業用】

対 象 自 動 車	翌 年 度 軽 減 率
・電気自動車（燃料電池自動車を含む） ・天然ガス自動車 ^{※１} ・プラグインハイブリッド車	おおむね75％軽減
令和12年度燃費基準90％達成かつ令和2年度燃費基準達成 ^{※２}	
令和12年度燃費基準70％達成かつ令和2年度燃費基準達成 ^{※２} （令和6年度登録分まで）	おおむね50％軽減

※１ 天然ガス自動車に適用する排ガス要件：H30規制適合またはH21規制からNOx10％低減達成に限る。

※２ 平成30年排ガス規制50％低減達成車または平成17年排ガス規制75％低減達成車に限る（★★★★）

② 環境負荷の大きい自動車（重課）

令和7年4月1日に対象となっているもの。

対 象 自 動 車		重 課 率
バス・トラック 以外	新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	おおむね15％重課 （対象年数を経過した 翌年度から毎年）
	新車新規登録から13年を超えているガソリン車 （LPG車を含む）	
バス・トラック	新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	おおむね10％重課 （対象年数を経過した 翌年度から毎年）
	新車新規登録から13年を超えているガソリン車 またはLPG車	

（注）電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド車、一般乗合用バスおよび被けん引自動車は除く。

走る広告塔!! 福井県版図柄ナンバー



登録自動車（中型標版）	7,500円
// （大型標版）	11,600円
軽自動車	8,250円

- ・勝山市で発見された肉食恐竜「フクイラプトル」の全身骨格が描かれており、全国的にも人気の高い福井県の「恐竜」を強調したデザインになっており、好評です。
- ・「走る広告塔」として福井県の知名度アップに期待がかかります。
- ・フルカラーの図柄入りナンバープレートについては料金のほかに寄付金（1,000円以上）をお願いし、交通改善、観光振興などに資する取組みに活用します。

減 免

身体に障がいのある方が運転する自動車、身体に障がいのある方のために、その方と生計を共にする人または常時介護する人が運転する自動車で、一定の要件に該当する場合には、自動車税種別割・自動車税環境性能割が減免されます。その他、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方についても、別に該当範囲が定められています。（身体障がい者等減免の該当範囲 P26 参照）

災害により相当の損害を生じた自動車や公益のため直接専用する自動車等についても減免制度があります。

減免の手続

●新たに自動車を取得した場合（自動車税種別割・自動車税環境性能割）

自動車を登録した日から 1 月以内に、福井県自動車会議所内の福井県税事務所分室へ申請書および必要書類を提出してください。1 月を過ぎた場合、「納期限後に減免申請する場合」をご覧ください。

●納税通知書が送付されてきた場合（自動車税種別割）

・継続で申請するとき

減免継続申出書（ハガキ）を毎年納期限までに福井県税事務所または嶺南振興局税務部へ郵送または来所のうえ提出してください。

・新たに申請するとき

申請書および必要書類を納期限までに福井県税事務所または嶺南振興局税務部へ郵送または来所のうえ提出してください。郵送する際は、事前に福井県税事務所または嶺南振興局税務部にご連絡ください。

●納期限後に減免申請する場合（自動車税種別割）

申請された月の翌月分から減免となりますので、申請書および必要書類を福井県税事務所または嶺南振興局税務部へ郵送または来所のうえ提出してください。郵送する際は、事前に福井県税事務所または嶺南振興局税務部にご連絡ください。

なお、納税済みの場合は、申請された月の翌月分からの税金が還付されます。

自動車の名義変更・抹消・住所変更の手続は確実に！！

自動車税種別割は毎年 4 月 1 日現在の車検証の記載に基づき課税されます。次のような方は、運輸支局で車検証の変更手続をしてください。

●自動車を下取りに出した方 …… 名義変更

●自動車を廃車した方 …… 抹消登録

手続されていないと、4 月 1 日現在自動車が手元になくても自動車税種別割が引き続き課税されます。

●引越などで住所が変わった方 …… 変更登録

事情があって運輸支局での変更登録が遅れる場合は、翌年度以降の自動車税種別割納税通知書の送付先を変更する手続きができます。福井県税事務所または嶺南振興局税務部にお電話いただくか、インターネットでお手続き下さい。

福井県 自動車税住所変更

検 索

URL : <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/zeimu/sonota/meihen.html>

（注）この手続は、自動車税種別割納税通知書の送付先を変更するものであり、車検証の変更はできません。

車検時の納税証明書の提示を省略できます！

運輸支局が自動車税種別割の納税確認を行いますので、車検時の納税証明書の提示は不要です。また、納税証明書を紛失された場合でも、再交付の手続きをする必要がありません。（ただし、納税証明書を提示することもできます。）

＜ご注意ください！＞

以下に該当する場合は、運輸支局で確認ができないため、納税証明書の提示が必要です。

1 金融機関・コンビニ等で自動車税種別割を納付後すぐに車検を受ける場合

納付方法によって、運輸支局で確認できるまでに最大 10 営業日程度の日数がかかります。納付後すぐに受検される場合は、県が交付する納税証明書の提示が必要です。

2 小型二輪自動車の車検を受ける場合

身体障がい者等減免の該当範囲

身体障害者手帳の交付を受けている方

障がいの区分		障がいの級別	
		本人運転の場合	生計同一者（常時介護者）の運転の場合
視覚障害		1 級 ～ 4 級	左 に 同 じ
聴覚障害		2 級 お よ び 3 級	//
平衡機能障害		3 級	//
音声・言語・そしゃく機能の障害		3 級	//
上肢不自由		1 級 お よ び 2 級	//
下肢不自由		1 級 ～ 6 級	1 級 ～ 3 級
体幹不自由		1 級～3 級および5 級	1 級 ～ 3 級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級 お よ び 2 級	左 に 同 じ
	移動機能	1 級 ～ 6 級	1 級 ～ 3 級
心臓機能障害		1 級 お よ び 3 級	左 に 同 じ
じん臓機能障害		1 級 お よ び 3 級	//
呼吸器機能障害		1 級 お よ び 3 級	//
ぼうこうまたは直腸の機能障害		1 級 お よ び 3 級	//
小腸の機能障害		1 級 お よ び 3 級	//
ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害		1 級 ～ 3 級	//
肝臓機能障害		1 級 ～ 3 級	//

療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

障がいの区分	障がいの級別
知的障害	療育手帳の交付を受けている方で障がいの程度（総合判定）が「A（重度）」と表示されているもの
精神障害	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で自立支援医療費の支給認定を受けており、かつ障がいの程度が「1 級」のもの

※障がいのある方が所有している自動車でなければなりません。（原則、納税義務者も障がいのある方本人）

ただし、生計同一者の運転の場合、身体障がい者で 18 歳未満の方、知的障がい者または精神障がい者の生計同一者所有の自動車であっても認められます。

また、生計同一者（常時介護者）の運転の場合、もっぱら障がいのある方の通学、通院等のために使用される必要があります。

自動車税環境性能割

納める人

県内に主たる定置場（車庫）のある自動車（軽自動車および中古自動車を含む。）の取得者（所有権を留保されているものは買主）です。

納める額

取得したときの価格×税率です。

ただし、無償、交換、代物弁済などによって自動車を取得した場合には、通常取引価格が取得した価格になります。

申告と納税

取得した自動車を運輸支局で登録するときに、申告書を提出するとともに現金で納めます。

免税点

自動車の取得価格が50万円以下のときは、税金はかかりません。

市町への交付金

県に納められた自動車税環境性能割のうち40.85%に相当する金額が、県内の市町に交付されます。

税率

●乗用車（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

区 分		税 率			
		自家用		営業用	
		登録車	軽自動車	登録車	軽自動車
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車		非課税	非課税	非課税	非課税
ガソリン車 ハイブリッド車 LPG車	★★★★かつ令和2年度燃費基準達成				
	令和12年度燃費基準95%達成	非課税	非課税	非課税	非課税
	令和12年度燃費基準90%達成	1%		0.5%	
	令和12年度燃費基準85%達成				
	令和12年度燃費基準80%達成	2%	1%	0.5%	
	令和12年度燃費基準75%達成		3%	1%	1%
	令和12年度燃費基準70%達成	2%		2%	
上記以外					

★★★★：平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車

●乗用車（クリーンディーゼル車）（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

区 分		税 率	
		自家用	営業用
		登録車	
クリーンディーゼル車	H30年排出ガス規制またはH21排出ガス規制適合 かつ令和2年度燃費基準達成		
	令和12年度燃費基準95%達成	非課税	非課税
	令和12年度燃費基準90%達成	1%	
	令和12年度燃費基準85%達成		0.5%
	令和12年度燃費基準80%達成	2%	
	令和12年度燃費基準75%達成		1%
	令和12年度燃費基準70%達成	3%	
	上記以外または令和2年度燃費基準未達成		2%

バス・トラックなど乗用車以外の税率については、ホームページをご覧ください。

福井県 自動車税環境性能割 検 索

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/zeimu/type/jidoushashutoku.html>

軽自動車税環境性能割（賦課徴収の特例）

軽自動車税環境性能割は市町村税ですが、当分の間、県が自動車税環境性能割の例により賦課徴収することとされています。県は賦課徴収した税額を翌々月の末日までに市町に払い込みます。

軽油引取税

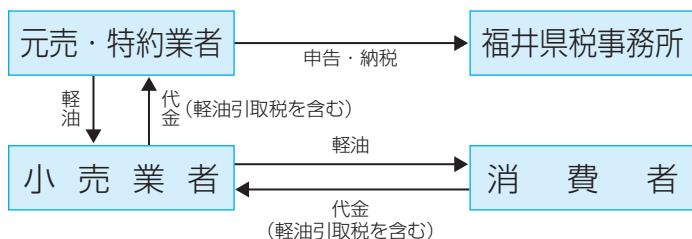
この税は、みなさんが軽油を購入するときにその代金の中に含まれているものです。

納める人

軽油引取税は軽油購入代金に含まれており、軽油を引き取る石油製品販売業者や需要者が、元売業者（軽油の製造者など）または特約業者（都道府県知事の指定を受けている業者）を通じて納める場合や、元売業者または特約業者以外の者が軽油を輸入し、自らが納める場合があります。

納める人

特約業者または元売業者から軽油の引取りを行う人



◆元売業者とは…
軽油の製造業者・輸入業者・販売業者で総務大臣の指定を受けているもの

◆特約業者とは…
元売業者から継続的に軽油の供給を受けている販売業者で知事の指定を受けているもの

消費者が支払う軽油代金には軽油引取税が含まれています。

納める額

1 キロリットル……32,100 円（1 リットル……32 円 10 銭）

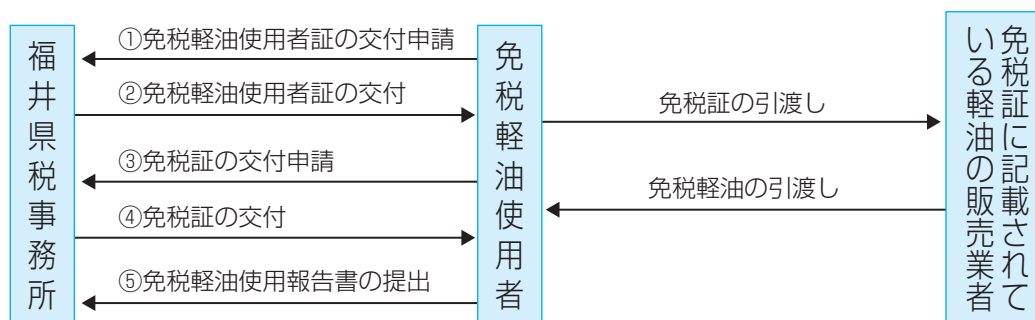
- 指標となるガソリン価格の平均が、連続 3 ヶ月にわたり、1 リットルにつき 160 円を超えることとなった場合で、主務大臣による告示により、揮発油税において本則税率を上回る部分の課税措置が停止される場合には、軽油引取税についても本則税率（1 キロリットルにつき、15,000 円）を上回る部分の課税措置が停止されます。
- この場合において、指標となるガソリン価格の平均が、連続 3 ヶ月にわたり、1 リットルにつき 130 円を下回ることとなった場合で、主務大臣の告示により、揮発油税において元の税率水準に復元される場合には、軽油引取税についても元の税率水準に復元されます。

（注）東日本大震災の発生に伴い、この制度は当分の間、凍結されることとなりました。

免 税

政策的な配慮から、特に課税しないことが適当であると認められる用途（例：船舶、鉄道車両、農林業機械の動力源など）に使用される軽油については、対象者および用途を限って課税を免除する制度があります（以下「免税軽油」といいます。）。

免税軽油を受けるには、申請手続きが必要ですので、福井県税事務所軽油引取税課にお問合せください。



申請書様式ダウンロード

軽油引取税の免税申請関係様式は、福井県ホームページからダウンロードできます。

福井県免税軽油関係様式

検 索

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/zeimu/teikyo/keiyuyoshiki.html>

申告と納税

元売業者または特約業者が、毎月分をまとめて、翌月末日までに福井県税事務所に申告して納めることになっており、元売業者または特約業者以外の者が軽油を輸入する場合は、輸入の時までに申告して納めることになっています。

混和軽油も申告納付が必要

混和軽油を販売したり、灯油、重油、混和軽油または炭化水素油を自動車の燃料として使用したときにも申告納付が必要です。必ず福井県税事務所に申告して納税してください。

不正軽油に対する罰則

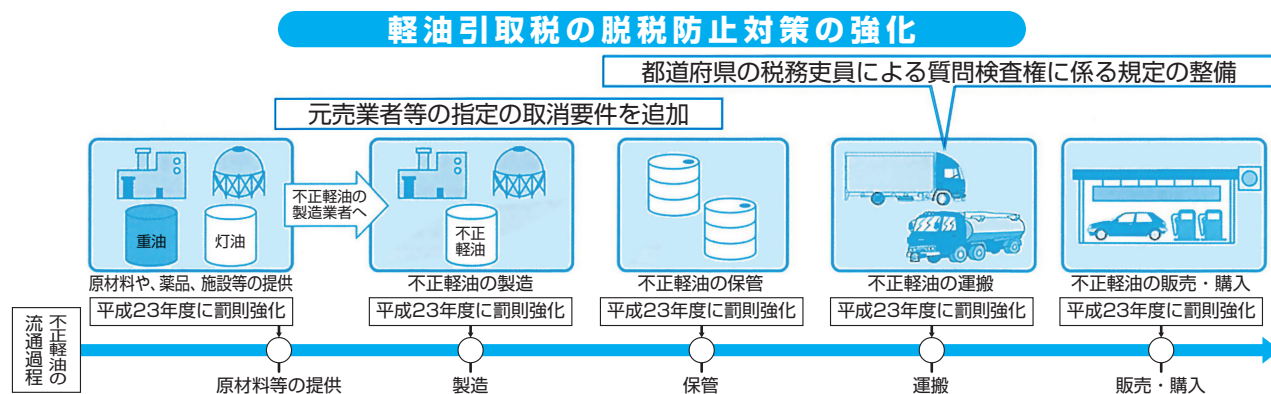
軽油引取税の脱税を目的として混和軽油等を製造・使用等した場合は罰則規定があります。

脱税に関する罪	懲役 10 年以下	罰金 1,000 万円以下
製造の承認を受ける義務に関する罪	懲役 10 年以下	罰金 1,000 万円以下 (法人重科) 3 億円以下
不正軽油の製造に要する資金、土地、機械、原材料、薬品等の提供または運搬に関する罪	懲役 7 年以下	罰金 700 万円以下 (法人重科) 2 億円以下
不正軽油の運搬、保管、取得または処分の媒介もしくはあっせんに関する罪	懲役 3 年以下	罰金 300 万円以下 (法人重科) 1 億円以下

県からのお願い

県では、混和軽油などの不正軽油による税負担の不公平を是正するための調査として、自動車を停めての燃料採取や、事業所等内タンクからの見本品採取などを行っています。

県税事務所の職員が、調査に伺った際にはご協力くださるようお願いいたします。



不正軽油 110 番

不正軽油に関する情報をご提供ください。

●提供先

〈福井県税事務所（軽油引取税課）〉

- 電話 0776-21-0022 (直通)
- FAX 0776-21-0280
- 郵送 〒910-8555 福井市松本3丁目16-10

〈福井県総務部税務課〉

- 電話 0776-20-0257 (直通)
- FAX 0776-20-0629
- e-mail zeimuka@pref.fukui.lg.jp
- 郵送 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

鉱 区 税

この税は、地下の埋蔵鉱物を採掘するという権利（鉱業権）を持っている方にかかるものです。

納 め る 人

県内に鉱区をもっている鉱業権者です。

納 め る 額

- | | | | |
|--------------------------|---------------|--------------|-------|
| (1) 砂鉱を目的としない鉱区 | 試掘鉱区面積 | 100 アールごとに年額 | 200 円 |
| | 採掘鉱区面積 | 100 アールごとに年額 | 400 円 |
| (2) 砂鉱を目的とする鉱区 | | 100 アールごとに年額 | 200 円 |
| (3) 石油または可燃性天然ガスを目的とする鉱区 | (1) の額の 2 / 3 | | |

申告と納税

納税通知書により年税額を 5 月 31 日までに納めます。

※令和 7 年度の納期限は 6 月 2 日（月）です。

県 固 定 資 産 税

固定資産税は、原則として固定資産所在地の市町が課税します。しかし、ある一定額を超える大規模な償却資産については、その超える部分に対して県が課税します。

納 め る 人

大規模償却資産の所有者です。

納 め る 額

固定資産の価格（償却資産課税台帳に登録された価格）の一定額を超える部分の価格に 1.4% を乗じた額です。

申告と納税

●申 告

毎年 1 月 1 日現在の償却資産の所在、種類、数量などを記載し、1 月 31 日までに申告します。

●納 税

納税通知書により、年 4 回（4・7・12・2 月）に分けて納税します。

核 燃 料 税

この税は、地方税法の規定に基づいて創設された法定外普通税で、原子力発電所の立地に伴う原子力安全対策、民生・生業安定対策および共生促進対策等の各種施策の推進に役立てられています。

納 め る 人

発電用原子炉の設置者です。

課 税 期 間

令和 3 年 11 月 10 日から令和 8 年 11 月 9 日まで（5 年ごとに更新）

納 め る 額

価額割＝発電用原子炉に挿入された核燃料の価額に 100 分の 8.5 を乗じた額です。

出力割＝原子炉等規制法により許可を受けた熱出力に対し、1 課税期間につき 1,000 キロワットあたり 51,200 円を乗じた額です。ただし、廃止措置中は税率を 2 分の 1 とします。

搬出促進割＝5 年を超えて貯蔵されている使用済燃料の重量に対し、1 課税期間につき 1 キログラムあたり 375 円を乗じた額です。

申告と納税

価額割＝定期検査中に挿入した新燃料について、当該検査が終了した日の属する月の翌月末日までに申告納付します。

出力割および搬出促進割＝4 月から 6 月、7 月から 9 月、10 月から 12 月および翌 1 月から 3 月までをそれぞれ 1 課税期間とし、各課税期間末日から 2 か月以内に県に申告納付します。

狩 猟 税

この税は、狩猟者の登録を受ける者に対して課されるもので鳥獣の保護や狩猟に関する費用として使われます。

納 め る 人 狩猟者の登録を受ける人です。

納 め る 額

種 類	納める額
第一種銃猟の免許に係る狩猟者の登録を受ける者で県民税の所得割額を納める者	16,500 円
第一種銃猟の免許に係る狩猟者の登録を受ける者で減免を受ける者	11,000 円
網猟またはわな猟の免許に係る狩猟者の登録を受ける者で県民税の所得割額を納める者	8,200 円
網猟またはわな猟の免許に係る狩猟者の登録を受ける者で減免を受ける者	5,500 円
第二種銃猟に係る狩猟者の登録を受ける者	5,500 円
放鳥獣猟区のみで狩猟者の登録を受ける者	上記の 1/4

減 免

次のいずれかに該当する者で、その者の住所地の市町長が発行する当該年度の県民税の所得割がない旨等の証明書の添付が必要となります。

- ①県民税の所得割額を納付することを要しない者で、かつ、同一生計配偶者または扶養親族に該当しない者
- ②同一生計配偶者または扶養親族に該当する者で、農業、水産業または林業に従事している者
- ③農業、水産業または林業以外の事業に従事する同一生計配偶者または扶養親族で、かつ、その者を扶養している者が県民税の所得割額の納付を要しない者

特 例 措 置

納める額について、次の特例措置があります。（狩猟者の登録が、令和11年3月31日までに行われた場合）

(1) 次の場合には、狩猟税が課税されません。（狩猟税の申告は必要）

- ・市町村から対象鳥獣捕獲員に任命された人
- ・県から認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の従事者で、狩猟者登録の申請 1 年以内に本県で捕獲等の実績がある人

(2) 次の場合には、狩猟税の税額が 1/2 となります。

- ・狩猟者登録の申請前 1 年以内に本県で鳥獣保護管理法による許可を受け、当該許可に係る捕獲等を行った人（その従事者を含む）

申告と納税 狩猟者の登録を受ける際に、現金により納めます。

延滞金・加算金

税金を期限後に納めたり、申告しなかったりした場合には、次のような税金以外の負担が増えます。

延滞金

税金を納期限までに納めなかった場合に徴収されます。

納める額 税額に以下の割合を乗じて得た金額です。

●納期限の翌日から1月を経過する日までの期間……………年7.3%

ただし、平成26年1月1日以降は、年7.3%または延滞金特例基準割合(※)に年1%を加算した割合のいずれか低い方を適用します。

平成30年1月1日から令和2年12月31日……………年2.6%

令和3年1月1日から令和3年12月31日……………年2.5%

令和4年1月1日から令和7年12月31日……………年2.4%

●納期限の翌日から1月を経過した日から納税の日までの期間……………年14.6%

ただし、平成26年1月1日以降は、年14.6%または延滞金特例基準割合(※)に年7.3%を加算した割合のいずれか低い方を適用します。

平成30年1月1日から令和2年12月31日……………年8.9%

令和3年1月1日から令和3年12月31日……………年8.8%

令和4年1月1日から令和7年12月31日……………年8.7%

※延滞金特例基準割合について

当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して計算した割合）に年1%を加算した割合。

加算金

県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・法人事業税・県たばこ税・ゴルフ場利用税・核燃料税・自動車税環境性能割・軽油引取税について、事実より少なく申告したり、申告しなかったり、また、税を免れるために二重帳簿を作ったりした場合に徴収されます。

●過少申告加算金

期限内に申告をした場合で、その実際の額より少ないため、後日に正しい額に訂正したり（修正申告）、訂正された（更正）場合

……………訂正により増加した税額 × 10%

※訂正により増加した税額が、期限内申告した税額と50万円のいずれも多い税額を超える場合には、その超える部分の税額の5%をさらに加算します。

●不申告加算金

期限内に申告しなかった場合

納付すべき税額の区分	令和5年12月31日までに 申告書の提出期限が到来するもの	令和6年1月1日以後に 申告書の提出期限が到来するもの
50万円以下	15%	15%
50万円超300万円以下	20%	20%
300万円超		30%

※更正や決定（申告がないため、県が調査により税額を決めること）があることを予知しないで期限後申告をした場合
……………納めるべき税額 × 5%

●重加算金

二重帳簿などで故意に税を免れようとした場合

……………期限内に申告した場合 免れようとした税額 × 35%

期限後に申告したり、申告をしなかった場合 納める税額 × 40%

※以下のいずれかの期間に不申告加算金または重加算金を課されたことがある場合、それぞれの割合に10%が加算されます。

①平成29年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについて、過去5年間に不申告加算金または重加算金を課されたことがある場合

②令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについて、前年度および前々年度に不申告加算金または重加算金に係る決定をすべきと認められる場合

納税者のための制度

税金は定められた期限までに納めなければなりません。次のような場合には、納税の猶予、納期限の延長、減免など納税の救済の方法があります。詳しくは、福井県税事務所または嶺南振興局税務部にご相談ください。

納税の猶予

災害等により県税を一時に納付できない場合には、申請により、納税が猶予される場合があります。

なお、納税の猶予には徴収猶予と換価の猶予があり、いずれも 1 年以内（事情により 2 年以内）の期間に限り納税が猶予されます。

●徴収猶予

次のときには、県税の徴収が猶予される場合があります。

- ・ 本人の財産が災害または盗難にあったとき。
- ・ 本人や家族が病気や負傷をしたとき。
- ・ 事業に大きな損失を受けたときまたは廃業や休業をしたとき。

●換価の猶予

県税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるときは、差押えによる財産の換価（売却）が猶予される場合があります。

納期限の延長

災害などにより期限までに納税できないときは、災害などがやんだ日から 2 月以内に限り税金の納期限が延長されます。

税額の減免

●災害時の減免

個人県民税、個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、自動車税環境性能割、鉱区税、軽油引取税などを納める人で、災害その他特別の事情があるときは、その税金の一部または全額が減免されます。

●身体障がい者等の減免（P26）

自動車税種別割、自動車税環境性能割

更正の請求・不服申立て

更正の請求

税金を過大に申告してしまったときは、納期限から 5 年以内ならば減額するよう更正の請求ができます。

不服申立て

県税の課税や徴収の処分に不服があるときは、知事に対して審査請求ができます。処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に手続をしなければなりません。

県税を納める時期

区 分	納める時期	納める方法
個人県民税 (給与所得者) (年金所得者)	(6月)1期 (8月)2期 (10月)3期 (1月)4期 (毎月給料から引き落とし) (4月・6月・8月・10月・12月・2月 年金から引き落とし)	普通徴収 (給与支払者・ 年金支払者が 特別徴収して納入)
法人県民税	事業年度終了後2月以内(原則として) 事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内	確定申告納付 中間(予定)申告納付
県民税利子割	翌月10日まで	申告納入
県民税配当割	翌月10日まで (1月)年分 (源泉徴収口座を 利用する場合)	申告納入
県民税株式等譲渡所得割	(1月)年分	申告納入
個人事業税	(8月)1期 (11月)2期	普通徴収
法人事業税、特別 法人事業税および 地方法人特別税※	事業年度終了後2月以内(原則として) 事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内	確定申告納付 中間(予定)申告納付
地方消費税	1 国内取引 個人事業者…課税期間(1月1日からその年の12月31日まで)の翌年の3月末日まで 法人…課税期間(事業年度)の終了の日から2月以内 ※直前の課税期間における年税額が一定額を超える事業者は、中間申告と納付が必要	申告納付 (当分の間、消費税 の申告とあわせて 国に申告、納付)
	2 輸入取引 課税貨物を保税地域から引き取るときまで	
不動産取得税	取得の都度指定した日まで	普通徴収
県たばこ税	翌月末日まで	申告納付
ゴルフ場利用税	翌月15日まで	申告納入
自動車税種別割	(5月)年分 新規登録分は登録のとき	普通徴収 (新規登録分 は現金納付)
自動車税環境性能割	自動車を新規または移転登録するとき	申告納付
軽油引取税	翌月末日まで	申告納入
鉱 区 税	(5月)年分 新規設定分は指定した日まで	普通徴収
県固定資産税	(4月)1期 (7月)2期 (12月)3期 (2月)4期	普通徴収
核 燃 料 税	令和8年11月9日まで 価額割: 定期検査中に挿入した新燃料について、当該検査が終了した日の属する月の翌月末日まで 出力割および搬出促進割: 4月から6月、7月から9月、10月から12月および翌1月から3月までをそれぞれ1課税期間とし、各課税期間末日から2か月以内	申告納付
狩 猟 税	狩猟者の登録を受けるとき	現金納付

※地方法人特別税は、平成20年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度について、特別法人事業税は令和元年10月1日以降に開始する事業年度について課されています。

- 普通徴収 納税通知書を納税者に交付することによって、徴収することをいいます。
- 特別徴収 県税の徴収について、便宜を有する方(特別徴収義務者)が、納税義務者から税金を徴収し、県に納入することをいいます。
- 申告納入 特別徴収義務者がその徴収すべき県税の課税標準額および税額を申告し、ならびにその申告した税金を納入することをいいます。
- 申告納付 納税者が、その納付すべき県税の課税標準額および税額を申告し、その申告した税金を納付することをいいます。

ふるさと納税

「ふるさと納税」制度は、福井県が提唱しました。

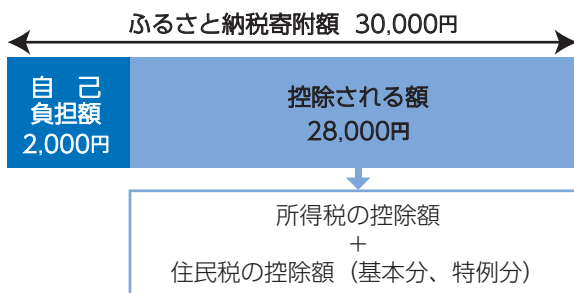
「ふるさと納税」とは、福井県や福井県内の市町に**寄附**をすると、現在お住まいの都道府県・市区町村の住民税などが**軽減**される制度です。

“ふるさとを良くしたい”“ふるさとを応援したい”という皆さんの思いを形にいただけます。

寄附をされた金額が個人住民税と所得税から差し引かれます。

控除額のイメージ

例えば、年収700万円の給与所得者の方で扶養家族が配偶者のみの場合、30,000円のふるさと納税を行うと、自己負担額の2,000円を除いた28,000円（30,000円－2,000円）が所得税と住民税から控除されます。



年収	全額 ^(※) 控除されるふるさと納税枠の目安 (※)2,000円を除く
300万円	19,000円
500万円	49,000円
700万円	86,000円

給与所得者、夫婦^{*}の場合

※ふるさと納税をした方の配偶者に収入がなく、かつ、控除対象扶養親族がいない場合

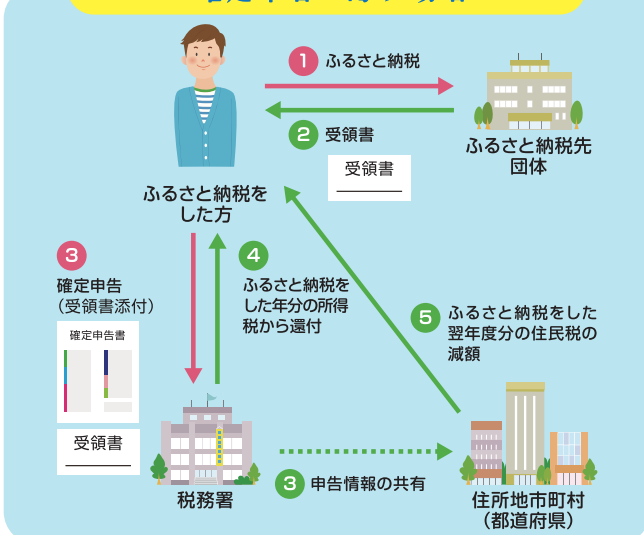
「ふるさと納税ワンストップ特例制度」により、簡単に寄附金控除手続きができます。

確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先団体が5団体以内の場合で確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税先団体に特例の申請をすることにより、ふるさと納税に係る寄附金控除をワンストップで受けることができます。

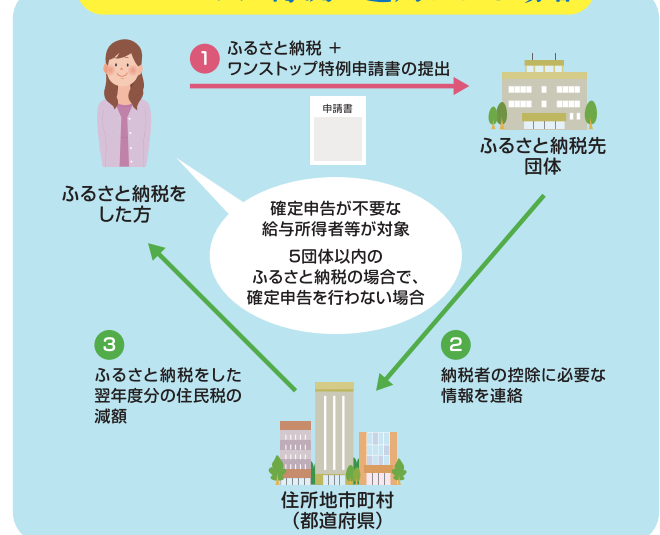
【留意事項】

- ふるさと納税ワンストップ特例の申請は、申請書に記入の上、ふるさと納税先団体へ提出する必要があります。
- (転居による住所変更など)申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税をした翌年の1月10日までに、変更届出書をふるさと納税先団体へ提出することが必要です。
- 5団体を超える自治体へふるさと納税をした方、又は、確定申告を行う方が控除を受けるためには、確定申告書への記載が必要です。
- ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける場合は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます（ふるさと納税翌年の6月以降に支払う個人住民税額が軽減されます。）。

確定申告を行う場合



ワンストップ特例が適用される場合



●ホームページ「ふるさと福井応援サイト」(<https://fukui.furusato-nozei.jp/>)

災害支援に係る寄附金・義援金について

被災地の県や市町村へ直接寄附する場合のほか、以下の団体に義援金等として寄附する場合もふるさと納税と同じ控除を受けられます。

- ・日本赤十字社や中央共同募金会、日本政府など
- ・被災地の県や市町村または被災者の救援を目的として募金活動を行う団体
(募集要綱等で義援金の拠出先が、被災地の県や市町村または義援金配分委員会等であると明らかにされている場合)

納 税 の 窓 口

県税は次の金融機関等で納めることができます。

納税通知書などをお持ちになって納めてください。申告納付（納入）するときや、納税通知書などを紛失されたときは、金融機関などに納付（納入）書が備え付けてありますから、それに必要事項を記入して納税してください。

区 分		名 称
指 定 金 融 機 関		福井銀行本店および各支店
指定代理金融機関		福井県信用農業協同組合連合会
収 納 代 理 金 融 機 関	普 通 銀 行	福邦銀行本店および県内各支店 みずほ銀行国内本支店 (個人専用店舗または法人専用店舗の場合があるため店舗ごとにご確認ください。) 三井住友・北國・北陸…県内各支店
	信 用 金 庫	福井・敦賀・小浜・越前…本店および県内各支店 京都北都信用金庫高浜支店
	信 用 組 合	福泉…本店 横浜幸銀…福井支店 イオ…福井支店
	農業協同組合	福井県農業協同組合 越前たけふ農業協同組合
	そ の 他	北陸労働金庫県内各支店 東日本信用漁業協同組合連合会…県内各支店 ゆうちょ銀行福井店および県内各郵便局 (県外のゆうちょ銀行および郵便局では払込取扱票による納付のみ可能)
地 方 税 統 一 Q R コー ド (e L - Q R) 対 応 金 融 機 関		全国の対応金融機関 e L - Q R に対応する金融機関は右記 Q R コードからご確認ください。 ※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。 
コ ン ビ ニ 等 [※]		ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ポプラグループ、ニューヤマザキデイリーストアー、ドラッグストア・スーパーマーケットの一部（「MMK 設置店」の表示がある店舗に限る。） ※コンビニ納税できるのは、自動車税種別割、個人事業税および不動産取得税で、納付書左下にバーコードが印字された納付書で金額を修正していないものに限りです。 ※コンビニ等の店頭でのお支払いに、スマートフォン決済アプリやクレジットカードはご利用いただけません。
県 の 事 務 所		福井県税事務所・嶺南振興局税務部・県税相談室（坂井・奥越・丹南・二州）

(順不同)

キャッシュレスでの納付

スマートフォン決済アプリ、インターネットバンキング、クレジットカードについては、本書38ページ「キャッシュレスでの納付」をご覧ください。

口座振替による納税

県では、納税に便利な預金口座振替制度を実施しています。この制度は、納期のたびに、ご本人の預金口座から自動的に振替納税ができる「自動振替制度」です。納付のために県税事務所や金融機関へ出向く手間がなく、便利で、現金を扱う必要が無いため安全です。また、納期限を過ぎてしまうことなく確実に納税することが可能です。

口座振替のできる税目

自動車税種別割と個人事業税です。

取扱金融機関

指定金融機関、指定代理金融機関および収納代理金融機関の県内支店（P36 参照）です。

※福井銀行・みずほ銀行は県外支店もご利用いただけます。

※ゆうちょ銀行は除きます。

利用できる方

上記の各取扱金融機関に預金口座のある方です。

※普通預金、当座預金または納税準備預金に限ります。

申込手続

最寄りの県税取扱金融機関窓口、福井県税事務所、嶺南振興局税務部および各県税相談室窓口「県税口座振替依頼書」が用意してありますので、この用紙に住所、氏名、電話番号、預金口座番号、自動車の登録番号、課税番号（個人事業税の場合）などを記入していただき、ご提出ください。

《申込手続に必要なもの》

●自動車税種別割

印鑑（預金通帳にご使用の印鑑）、預金通帳の口座番号の控え、自動車の登録番号の控え

●個人事業税

印鑑（預金通帳にご使用の印鑑）、預金通帳の口座番号の控え、課税番号の控え

※個人事業税の課税番号は、「個人事業税納税（納付）通知書兼領収証書」に記載されています。

申込期限

●自動車税種別割：3月末まで

●個人事業税：6月末まで

※上記の期限を過ぎますとご提出された翌年度から口座振替が開始となります。なお、金融機関にご提出の場合、金融機関から県税事務所等へ郵送する必要がありますので、お早めにご提出ください。

キャッシュレスでの納付

地方税統一QRコード（以下「e L-Q R」といいます。）のある全ての納付書でパソコン、スマートフォンを使ってキャッシュレスで納付ができます。いつでも、どこでも納付できるので大変便利です。

納付できる税目

全ての県税（e L-Q R、マークが印刷された納付書に限りです）

対応するスマートフォン決済アプリ、インターネットバンキング、クレジットカード

右記QRコード※からご確認ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です

対応する
スマホ決済アプリ等



①スマートフォン決済アプリによる納付

利用手順

スマートフォン決済アプリを開いてから、納付書に印字されているe L-Q Rを読み取って、手続を行ってください。

②インターネットバンキングによる納付

利用手順

地方税お支払サイトを開いてから、納付書に印字されているe L-Q Rを読み取るか、e L 番号を入力して、手続を行ってください。

なお、インターネットバンキング（情報リンク方式）、口座振替（ダイレクト方式）※、ページー番号発行の3種類の手続がご利用いただけます。

※「口座振替（ダイレクト方式）」は本書37ページ「口座振替による納税」とは異なります。

地方税
お支払サイト



※インターネットバンキング、クレジットカードによる納付はこちらからお手続ください。

③クレジットカードによる納付（別途、決済手数料が必要です。）

利用手順

地方税お支払サイトを開いてから、納付書に印字されているe L-Q Rを読み取るか、e L 番号を入力して、手続を行ってください。

決済手数料

決済手数料（納付額1万円までは37円（税抜）、以降納付額が1万円増える毎に75円（税抜））が必要となります。なお、この手数料はクレジットカード利用に係るシステム利用料としてクレジットカード事業者にお支払いいただくものであり、福井県の収入となるものではありません。

【納付書の例】

The image shows a sample of a tax payment slip from the Fukui Prefecture. It includes fields for the taxpayer's name, address, and tax amount. A red box highlights the 'eL' mark and the 'eL number' (納付書番号) 123456789012. Another red box highlights the 'eL-QR' (地方税統一QRコード) code. The slip also contains a QR code for payment.

※ 注 意 !!

キャッシュレス納付を利用した場合、領収証書や納税証明書は送付されません。

県の事務所（P36）やコンビニ、金融機関等でのお支払いに、スマートフォン決済アプリやクレジットカードはご利用いただけません。

口座振替（P37）の手続をされている方はご利用いただけません。

滞 納 は NO!

県税は必ず納期限までに納めましょう。

●督促状の送達

納期限までに納めなかった方へは、督促状が送付されます。さらに督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納めなかった方に対しては、法律上、財産の差押えを執行することとされています。

●財産調査

何の連絡もなく納付されていない方に対しては、預貯金、給与、不動産等、ご本人の財産の調査を行います。

●滞納処分

さらに、納税に誠意のみられない方に対しては、特段の予告なく、財産の差押えを執行します。

県 税 の 電 子 申 告

県では地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用した、インターネットによる県税の申告書等の受付が可能です。

自宅およびオフィス等で作成した申告書データを、全国の地方公共団体（都道府県、政令指定都市等）に送信することができますので、ご利用ください。

※詳しくは eLTAX ホームページをご覧ください。

利用できる手続

法人県民税、法人事業税、特別法人事業税・地方法人特別税、県民税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割）、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、固定資産税（知事配分資産）、核燃料税の申告等に関する手続

利用時間

8：30～24：00（土日祝日、年末年始を除きます。）

●利用にあたって

- 1 電子証明書を取得してください。
税理士に申告書の作成・送信を依頼する場合は、電子証明書を取得しなくてもeLTAXを利用できます。
- 2 eLTAX ホームページにアクセスし、利用届出を行い、利用者 ID を取得してください。
1 つの利用者 ID で、複数の地方公共団体へ申告等の手続を行えます。
- 3 無料の eLTAX 対応ソフトウェア「PCdesk」および「PCdesk Next」等から申告等の手続を行ってください。

●eLTAX 問合せ先

ホームページ

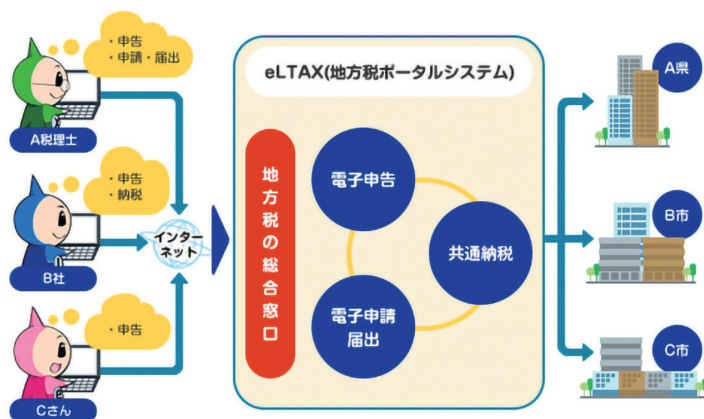
e L T A X	検 索
-----------	-----

地方税共同機構

URL：https://www.eltax.lta.go.jp

eLTAX ホームページの「よくあるご質問」

URL：https://eltax.custhelp.com/



電子申告の義務化について

一定の法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度分の法人住民税および法人事業税の申告書等については、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX）により提出しなければならないこととされています。

対象税目

法人県民税、法人事業税、特別法人事業税

対象法人

一定の法人とは、次の（１）および（２）に掲げる内国法人をいいます。

（１）事業年度開始の時ににおいて資本金の額または出資金の額が１億円を超える法人

（２）相互会社、投資法人、特定目的会社

適用開始事業年度

令和2年（2020年）4月1日以後に開始する事業年度

対象書類

確定申告書、中間申告書、修正申告書およびこれらの申告書に添付すべきものとされている全ての書類

注 意 事 項

（１）電子申告がなされない場合には不申告として取り扱われます。ただし、次の①および②に当てはまる場合にはそれぞれ以下の措置を講じることになっています。

- ① eLTAX に障害が発生したことに伴い、多くの納税者が期限までに申告等を行うことができないと認められる場合、総務大臣の告示により、申告等の期限を延長し、申告書および添付書類を書面により提出することができます。
- ② 電気通信回線の故障、災害その他の理由により、eLTAX を使用することが困難と認められる場合

申告書および添付書類を書面により提出できると認められる場合は、地方公共団体の長の承認を受けて、申告書および添付書類を書面により提出することができます。ただし、当該承認を受けるためには、申告書および添付書類を書面により提出をすることができる期間として地方公共団体の長の指定を受けようとする期間の開始の日の１５日前までに申請書を地方公共団体の長に提出しなければなりません。また、法人税の申告書を書面により提出することについて、所管税務署長の承認を受けた旨の届出書を申告書の提出期限の前日、または申告書に添付して当該提出期限までに申告を行う地方公共団体の長に提出した場合は、同様に申告書および添付書類を書面により提出することができます。

（２）申告書の添付資料の提出方法の柔軟化

対象法人が提出する申告書の添付資料については、eLTAX の利用に加えて、記載事項を記録した光ディスク等を提出する方法により提供することができます。

（３）国税庁が取り扱う「法人税および地方法人税並びに消費税および地方消費税」についても電子申告が義務化されています。

※詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

県税の相談窓口

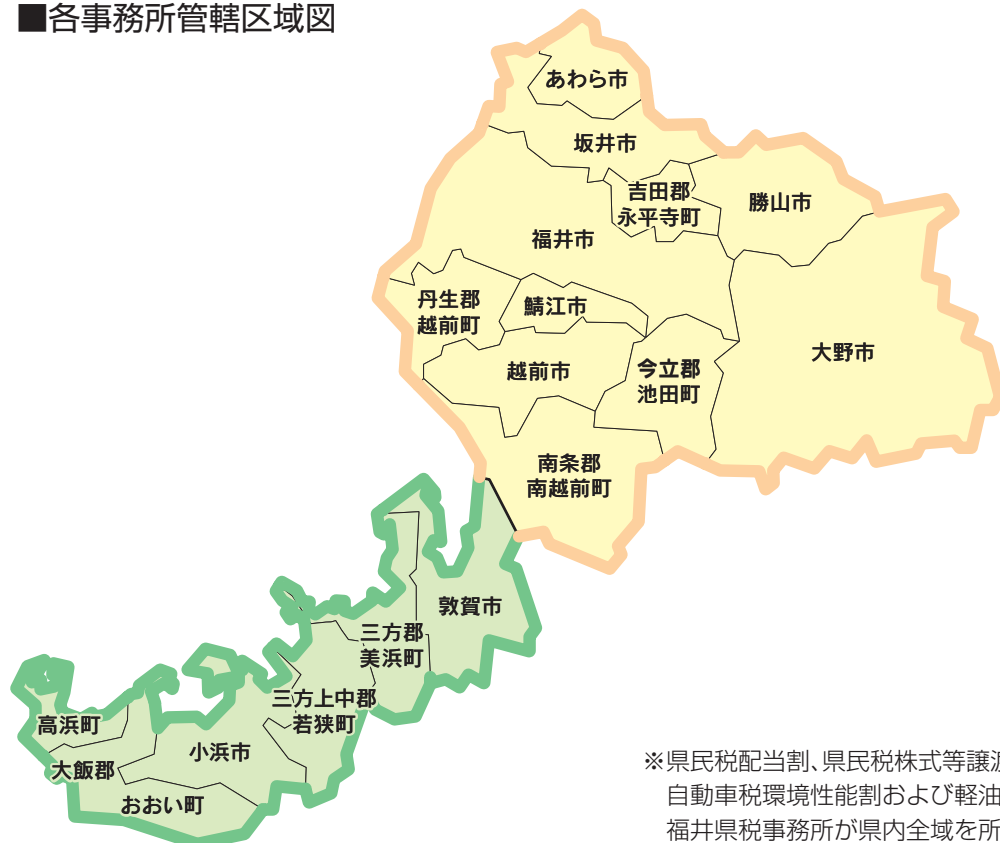
県税についてのいろいろなご相談は、福井県税事務所または嶺南振興局税務部までお気軽にご相談ください。

福井県税事務所 〒910-8555 福井市松本3丁目16-10	課 税 第 一 課	法人調査グループ	外形標準課税対象法人等の調査に関する事	TEL 0776-21-8272
		事業税第一グループ	法人二税・特別法人事業税・地方法人特別税の課税に関する事	TEL 0776-21-8271
		事業税第二グループ	個人事業税・県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・ゴルフ場利用税の課税に関する事	TEL 0776-21-2512
	課 税 第 二 課	不動産第一グループ	不動産取得税の課税に関する事	TEL 0776-21-8273
		不動産第二グループ		
	自動車税グループ		自動車税の課税内容・住所変更・減免に関する事、鉦区税・狩猟税の課税に関する事	TEL 0776-21-8274
	軽油引取税課		軽油引取税の課税に関する事	TEL 0776-21-0022
	総 務 課		口座振替に関する事	TEL 0776-21-0020
	納 税 課		納税相談に関する事	TEL 0776-21-0011～15
	管 理 課		窓口収納、納税証明書発行に関する事	TEL 0776-21-0021
坂井県税相談室		坂井市三国町水居17-45	TEL 0776-81-3179	
奥越県税相談室		大野市友江11-10	TEL 0779-65-1281	
丹南県税相談室		越前市上太田町41-5	TEL 0778-23-4544	

嶺南振興局税務部 〒917-0297 小浜市遠敷1丁目101	課 税 課	県税の課税に関する事	TEL 0770-56-2223
	管理納税課	窓口収納・納税証明書発行・口座振替・納税相談に関する事	TEL 0770-56-2222
	二州県税相談室	敦賀市中央町1丁目7-42	TEL 0770-22-0050

※各県税相談室では窓口収納や、納税証明書の発行等を行っています。

■各事務所管轄区域図



※県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、自動車税環境性能割および軽油引取税業務は福井県税事務所が県内全域を所管します。

県税事務所・県税相談室の所在地

■ 福井県税事務所・ 福井県総務部税務課納税推進室



■ 坂井県税相談室



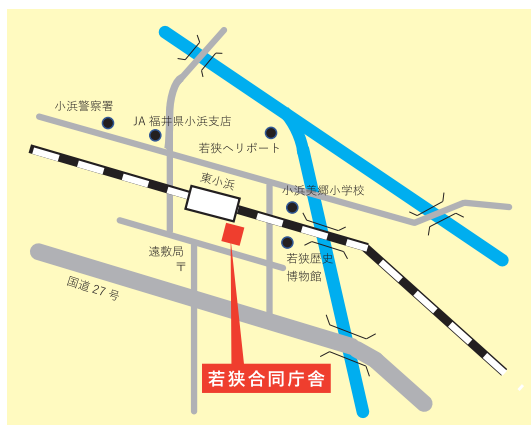
■ 奥越県税相談室



■ 丹南県税相談室



■ 嶺南振興局税務部



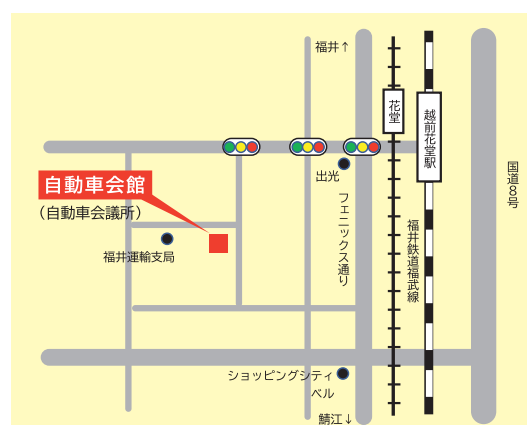
■ 二州県税相談室



■ 福井県総務部税務課

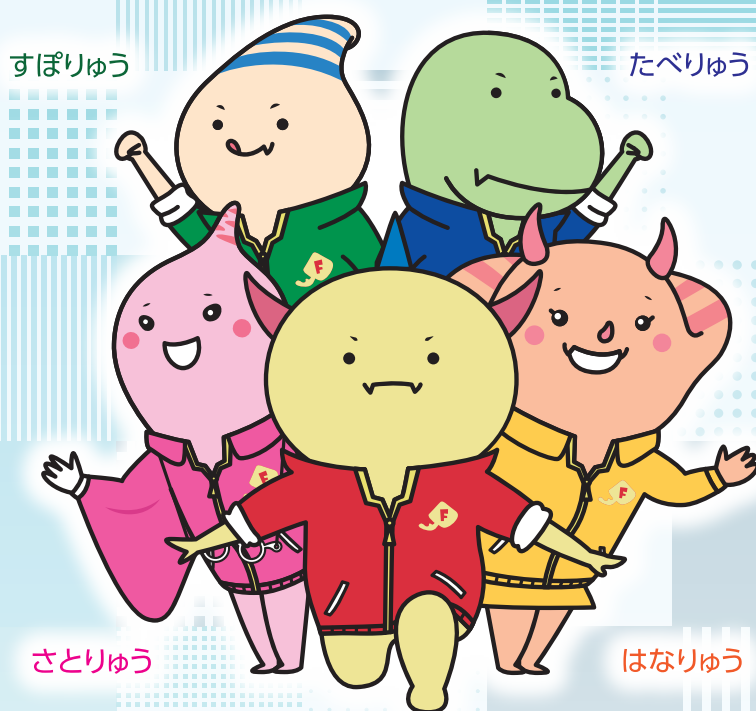


■ 福井県税事務所分室





地味にすごい、福井
"JIMI NI SUGOI" FUKUI



福井県マスコットキャラクター

はぴりゅう

◇ 福井県ホームページのご案内
<https://www.pref.fukui.lg.jp>

◇ 県税に関する様々な情報と県税申請用紙の提供は…

福井県税務課

検 索

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/zeimu/>

◇ ふるさと納税に関する情報は…

ふるさと福井応援サイト

検 索

<https://fukui.furusato-nozei.jp/>

編集・発行 福井県総務部税務課

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

TEL 0776-20-0256(直通)

e-mail zeimuka@pref.fukui.lg.jp